

# 可児市の環境

平成 25 年度版

(平成 24 年度報告)

可児市 市民部 環境課



## 可児市の環境 目次

|              |      |
|--------------|------|
| ◎ 市の概況       | —1—  |
| ◎ 市の環境行政     | —6—  |
| ◎ 環境の現状      |      |
| ～各種取組編～      | —9—  |
| 1. 自然環境      |      |
| 2. 環境まちづくり   |      |
| 3. 公害苦情      |      |
| ～測定結果編～      | —19— |
| 1. 大気        |      |
| 2. 水質        |      |
| 3. 騒音・振動     |      |
| 4. 悪臭        |      |
| 5. ダイオキシン類   |      |
| 6. 測定・実績データ集 |      |
| ◎ 資料編        | —35— |
| 1. 環境基準・規制基準 |      |
| 2. 可児市環境基本条例 |      |
| 3. 用語解説      |      |

## ◎ 市の概況

## 市の位置

市の位置は、岐阜県の南部で、名古屋市や岐阜市から 30km 圏内にある。恵まれた立地条件と豊かな自然環境により昭和 40 年代後半から名古屋都市圏のベッドタウンとして大規模な住宅団地が形成され、人口が急激に増加し、それにあわせて都市化が進んだ。

市の北部は平坦で市街地が広がっており、南部は丘陵地で県下最大級の工業団地が存在し、住宅団地やゴルフ場なども点在している。また、市を東西に流れる可児川や中央部に広がる田園地帯、西部の鳩吹山など、豊かな自然環境が残されており、住環境に恵まれた地域となっている。

都市間を繋ぐ交通として、国道 21 号、41 号、248 号などの幹線道路があり、JR 太多線、名鉄広見線や高速バスが運行されている。また、市内には路線バスや自主運行バスであるさつきバスやデマンドバスが運行されている。平成 17 年 3 月には、東海環状自動車道の可児御嵩 IC 開通により、交通アクセスが向上し、名古屋都市圏の一角をなす地域となっている。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 面積  | 87.60 m <sup>2</sup> |
| 広ぼう | 東西 16.6 km           |
|     | 南北 11.0 km           |

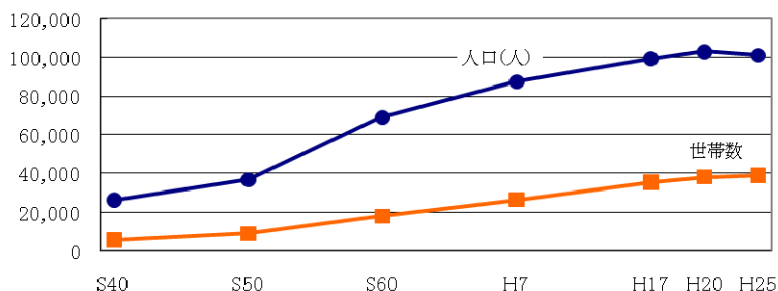


## 人口、世帯の推移

市の人口は、平成 22 年国勢調査では 97,436 人(県内第 5 位)で、平成 20 年 10 月まで増加を続けてきたが、世界同時不況による雇用情勢の悪化から、外国人市民の転出などが進み、平成 20 年 11 月からは減少に転じている。年齢 3 区分人口を見ると、老年人口が増加し、年少人口の減少が進んでいる。

なお、平成 22 年 10 月時点、外国人登録者数は 4,094 人で総人口の 4.2%となっている。

世帯数は、平成 22 年国勢調査では 34,768 世帯で、現在も増加を続けているが、1 世帯あたりの人員数は減少を続けており(平成 22 年 10 月時点 2.80 人)、核家族化や一人世帯の増加が進んでいる。また、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯数も増加している。



人口・世帯の推移

資料：昭和 40、50 年…国勢調査（10 月 1 日現在）、  
昭和 57 年以降…4 月 1 日現在の住民基本台帳

## 産業形態

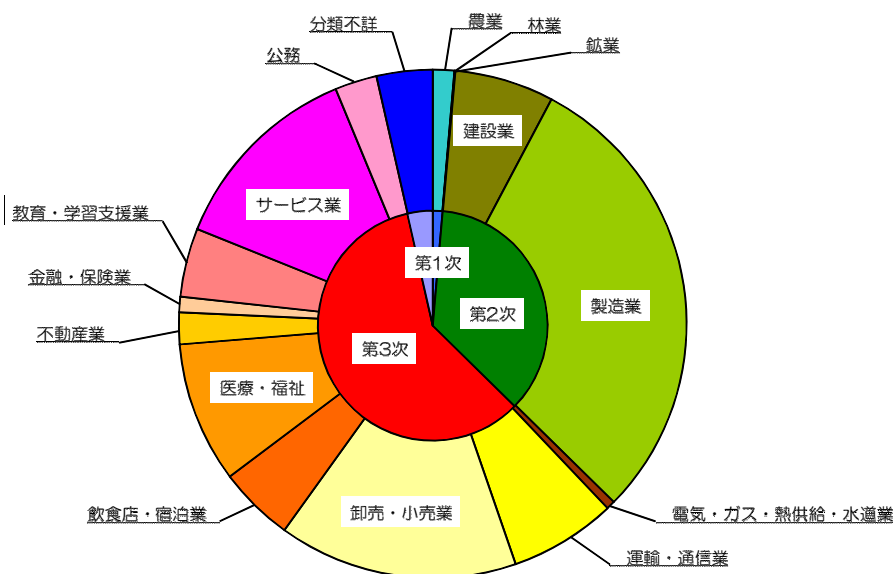
市の産業は、第 2 次及び第 3 次産業が大半を占める構造で、特に製造業、サービス業の割合が高くなっている。第 1 次産業である農業は、農業従事者及び農業総生産額が減少を続けている。

第 2 次産業である製造業は、県下最大級の可児工業団地や大規模工場などの工場集積があり、一般機械輸送用機械製造業が多く、製造品出荷額は平成 22 年時点で県内 3 位となっている。

第 3 次産業である商業は、市北部の市街地を中心に商業集積があり、小売業が 8 割以上を占め、商品販売額は平成 19 年時点で県内 8 位となっている。しかし、平成 20 年からの世界同時不況による景気後退に伴い、

市内産業の業績や雇用状況は悪化している。

市の就業者数は、平成 22 年国勢調査では 47,012 人となっている。産業別でみると、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少し、第 3 次産業が増加している。



産業分類別就業者の割合

資料：平成 22 年 国勢調査

## 土地利用状況

市の土地利用状況は、人口増加に伴い市街地が年々拡張され、農地や山林が減少し、宅地が増加している。市制施行時（昭和 57 年）に市総面積の 20%を占めていた農地は 14%を割っている。同じように、住宅団地、工業団地、ゴルフ場等の造成により、市制施行時 32%を占めていた山林も 25%を割っている。

## 土地利用状況

（単位：千㎡ 各年 1 月 1 日現在）

| 地目  |           | 21年    | 22年    | 23年    | 24年    | 25年    | 平成25年の割合(%) |
|-----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 田   |           | 7,541  | 7,501  | 7,464  | 7,430  | 7,457  | 8.51        |
| 畑   |           | 4,253  | 4,229  | 4,205  | 4,165  | 4,236  | 4.84        |
| 宅地  |           | 14,781 | 15,151 | 15,253 | 15,402 | 15,547 | 17.75       |
| 池沼  |           | 15     | 21     | 21     | 21     | 21     | 0.02        |
| 山林  |           | 21,642 | 21,269 | 21,279 | 21,454 | 21,492 | 24.53       |
| 牧場  |           | —      | —      | —      | —      | —      | —           |
| 原野  |           | 1,350  | 1,353  | 1,348  | 1,348  | 1,347  | 1.54        |
| 雑種地 | ゴルフ場の用地   | 8,226  | 8,230  | 8,230  | 8,054  | 7,934  | 9.06        |
|     | 遊園地等の用地   | 31     | 31     | 31     | 29     | 29     | 0.03        |
|     | 鉄 軌 道 用 地 | 232    | 232    | 233    | 233    | 233    | 0.27        |
|     | その他の雑種地   | 2,805  | 2,866  | 2,871  | 2,986  | 2,962  | 3.38        |
|     | 計         | 11,294 | 11,359 | 11,365 | 11,302 | 11,158 | 12.74       |
| その他 |           | 26,724 | 26,717 | 26,665 | 26,478 | 26,342 | 30.07       |
| 合 計 |           | 87,600 | 87,600 | 87,600 | 87,600 | 87,600 | 100.00      |

資料：固定資産税[土地に関する概要調書]

## 用途地域と指定面積（平成 25 年 3 月現在）

| 種別           | 面積 (ha) | 総面積に対する割合 (%) | 用途地域に対する割合 (%) |
|--------------|---------|---------------|----------------|
| 総面積          | 8760    | —             | —              |
| 用途地域指定面積     | 2110    | 24.1          | 100.0          |
| 第1種低層住居専用地域  | 725     | 8.3           | 34.4           |
| 第1種中高層住居専用地域 | 116     | 1.3           | 5.5            |
| 第2種中高層住居専用地域 | 17      | 0.2           | 0.8            |
| 第1種住居地域      | 664     | 7.6           | 31.5           |
| 第2種住居地域      | 27      | 0.3           | 1.3            |
| 近隣商業地域       | 128     | 1.5           | 6.1            |
| 商業地域         | 40      | 0.5           | 1.9            |
| 準工業地域        | 84      | 1.0           | 4.0            |
| 工業地域         | 48      | 0.5           | 2.3            |
| 工業専用地域       | 261     | 3.0           | 12.4           |

資料：可児市都市計画課

## 気象の概況

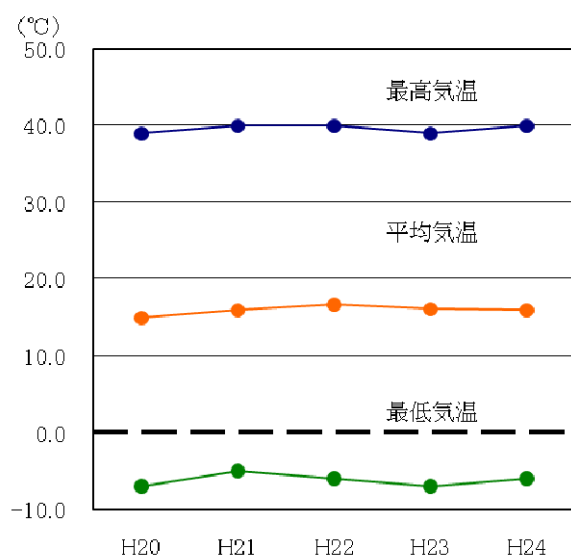
市は岐阜県の中南端に位置し、積雪は年数回程度で、温和な太平洋側の気候である。

### 月別の気象状況（平成 24 年）

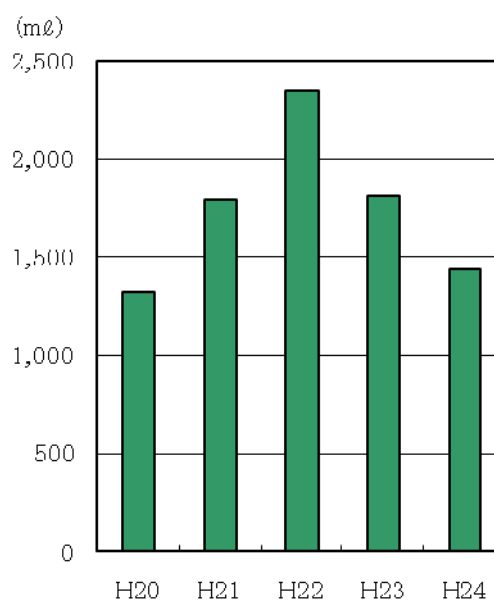
| 区分   | 気温(℃) |      |      | 平均湿度<br>(%) | 降雨量(mm)<br>(月合計) |
|------|-------|------|------|-------------|------------------|
|      | 平均    | 最高   | 最低   |             |                  |
| 1月   | 3.9   | 11.0 | -4.0 | 60          | 29.0             |
| 2月   | 4.2   | 15.0 | -6.0 | 61          | 87.0             |
| 3月   | 8.1   | 20.0 | -4.0 | 56          | 153.0            |
| 4月   | 14.4  | 30.0 | -1.0 | 63          | 100.0            |
| 5月   | 19.5  | 29.0 | 7.0  | 55          | 33.0             |
| 6月   | 23.4  | 32.0 | 15.0 | 64          | 166.0            |
| 7月   | 28.4  | 40.0 | 21.0 | 66          | 204.5            |
| 8月   | 29.4  | 38.0 | 21.0 | 64          | 149.0            |
| 9月   | 26.1  | 37.0 | 17.0 | 65          | 198.5            |
| 10月  | 19.5  | 31.0 | 8.0  | 62          | 100.3            |
| 11月  | 10.7  | 21.0 | 0.0  | 67          | 94.0             |
| 12月  | 3.8   | 14.0 | -5.0 | 69          | 124.5            |
| 年平均値 | 16.0  | 26.5 | 5.8  | 62.7        | 119.9            |

資料：可茂消防事務組合南消防署

### 最高気温・最低気温・平均気温の経年推移

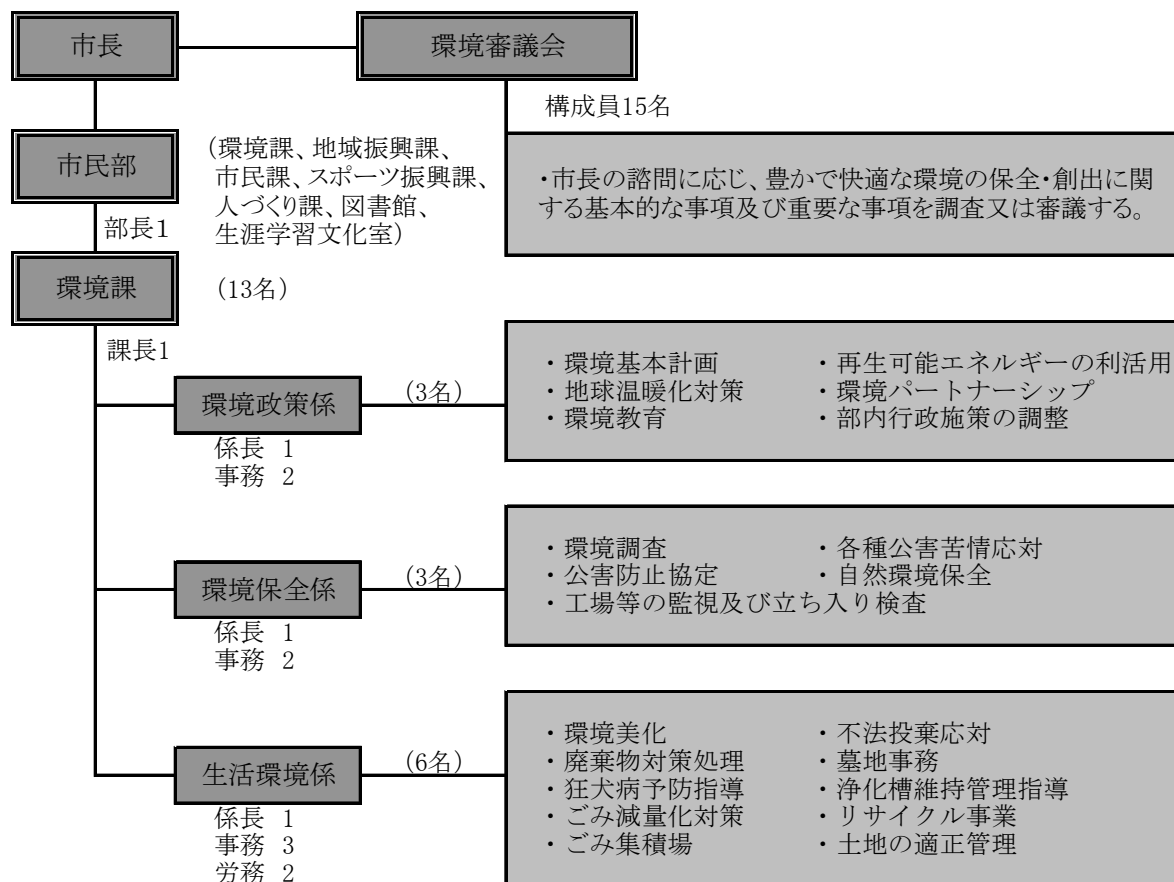


### 年間降水量の経年推移



## ◎ 市の環境行政

## 環境行政構成図（平成 25 年 4 月 1 日現在）



## 可児市環境基本条例

市では、平成 11 年 9 月に「可児市環境基本条例」を制定した。本条例では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、基本理念実現のための環境基本計画などを規定するとともに、市の環境保全及び創造に対する取組み姿勢を市民に示している。

本条例の制定当時は、昭和 53 年に制定した「可児市生活環境の確保に関する条例」によって、良好な生活環境を創造するための基本的事項等を定め、環境行政を推進していた。しかし環境問題は、時代の変遷とともに条例で想定する環境の対象や施策ではカバーできない広がりを見せていた。また、人間の社会経済活動そのものに起因する問題が深刻化するとともに、地球環境問題という空間的な広がりや将来世代に影響を及ぼすという時間的な広がりをもつ問題となっていた。このような経緯から、これら複雑多岐にわたる環境問題に対応し、豊かで快適な環境を保全し、さらに良いものとして将来世代に引き継いでいくことを目的として「可児市環境基本条例」を制定した。

## 可児市環境基本計画

環境基本計画は、可児市環境基本条例第 7 条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出のための取り組みを、市民・事業者・行政の三者が協力して進めていくことを目的に、平成 12 年 3 月に策定し、平成 23 年 3 月に改定した。

平成 23 年 3 月の改定では、社会的な動向を適切に反映し、環境への取り組みを行政主導型から市民主導型へと転換したうえで「可児らしさ」を引き出すことを着目点とした。具体的なプランとして「循環型社会の形成」「里地里山の保全と活用」「地球温暖化対策における再生可能エネルギーの利用促進」の 3 つを重点環境プロジェクトに位置付け、施策に反映している。

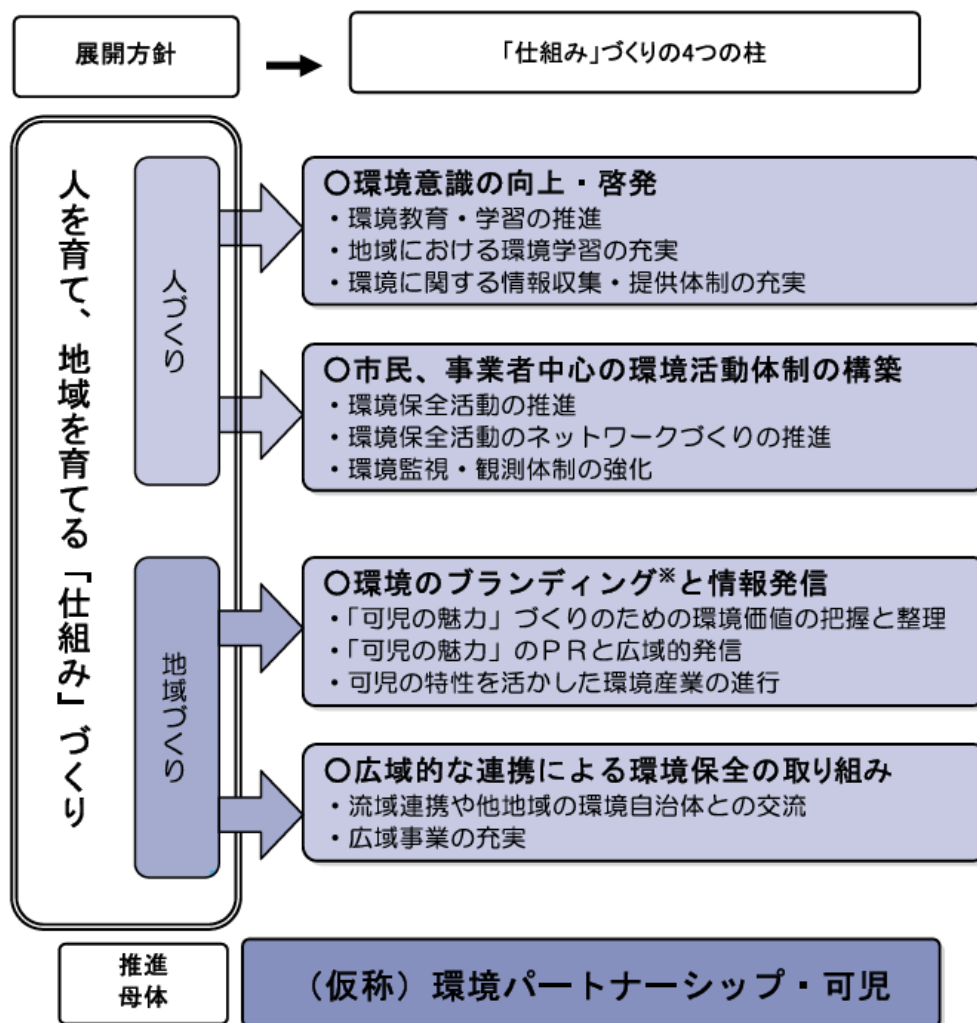


図 可児市の環境を支える仕組み

## ◎ 環境の現状

～各種取組編～

## 1. 自然環境

市は、自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた緑豊かな街である。北端には木曾三川のひとつ木曾川が流れ、南西部は濃尾平野の北限としてゆるやかな丘陵地が広がっている。中心部には可児川や久々利川が流れ、丘陵地やため池などが多い自然豊かな地域である。

山地は南西、東、南に存在し、市が三方面から包まれるような形になっている。西部には標高313.5mの鳩吹山があり、豊かな植生を誇っている。昭和62年の山林火災で約90haが焼失したものの、地元ボランティアの手により従来の姿を取り戻しつつある中で、平成18年には、鳩吹山のシデコブシ自生地を市の天然記念物に指定した。現在では市内外から年間数万人が訪れ、散策や眺望を楽しめる山となっている。

また、市内には広大な自然空間で、四季折々の植物の風情を満喫することができる公園がある。中でも花フェスタ記念公園は、世界一の品種数・株数を誇るバラ園（英国王立バラ協会友好提携公園）であり、素晴らしい花の世界を楽しめる場として、毎年多くの来場者が訪れている。平成17年には、「花フェスタ2005ぎふ」が開催され、同年3月には可児市の花として、バラが制定された。平成20年には、可児市のバラとして「かに乙女」（品種＝ファミリー）を選定した。

|             |                                                                                     |                                                                                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市<br>の<br>木 |  | <p><b>クロマツ</b></p> <p>常緑高木で、樹皮が黒色の黒松は、市内の至るところに茂り、なじみの深い樹木で、一年を通して若々しい緑をつけるその様は、躍進する都市にふさわしいことから、昭和49年11月1日に市の木として制定された。</p>            |
| 市<br>の<br>花 |  | <p><b>サツキ</b></p> <p>心のやさしさ、美しさをはぐくむ花として、市民にも親しまれているサツキは、毎年5月中旬、市内のあちらこちらで白、ピンク、赤などやさしい色あいの花を咲かせる。市制施行を記念して、昭和57年4月1日に制定された。</p>        |
|             |  | <p><b>バラ</b></p> <p>「花フェスタ2005ぎふ」の開催に合わせて、「うるおいのある住みよいまち」を創造するシンボルとして、平成17年3月1日に制定された。</p> <p>平成20年に可児市のバラとして「かに乙女」（品種＝ファミリー）を選定した。</p> |

## 特定外来生物

特定外来生物について指定、取扱いの規制、防除等により日本の生態系の被害を防ぐことを目的として、「特定外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」が平成 17 年 6 月に制定された。

市では平成 19 年に、ほ乳類 3 種（アライグマ、カニクイアライグマ、ヌートリア）について、平成 22 年には、植物 2 種（オオキンケイギク、アレチウリ）について、特定外来生物法に基づいた防除実施計画を策定し、それぞれ担当大臣の確認を受け、防除を進めている。

また、平成 24 年度には、自治会の協力もありオオキンケイギクの防除を市全体で進めていくための態勢を整えた。



## 希少植物の調査

市では、希少植物の調査を行い、生息環境の変化などの確認ならびに希少植物やその生息環境の保全に向けて取り組みを進めている。平成 24 年度は、ミカワバイケイソウ・ウラシマソウ・サクラソウに関して調査を行った。

また、市内各地に存在している湿地に関しても植物の生息調査を行っている。開発工事にかかる湿地もあり、その湿地に生息している植物の移植を指示している。また、移植後の定着状況について確認を行っている。

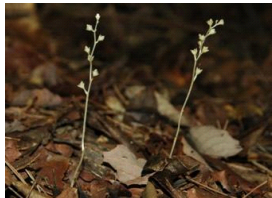
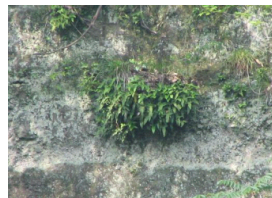
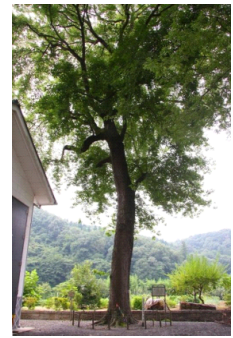
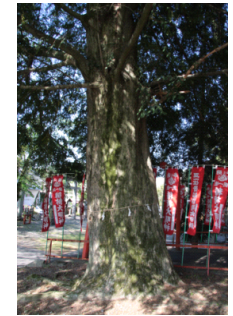
## 河川生物調査

貴重種の生息地付近で道路改良工事、河川工事が行われる場合、保護や移植の必要があるため、事業者と共同で河川生物調査を行っている。平成 24 年度は、以下の 3 カ所において調査を行った。

| 調査場所 | 調査日         | 工事の種類  | 事業主体 |
|------|-------------|--------|------|
| 久々利  | 平成24年4月15日  | 林道災害復旧 | 可児市  |
| 柿下   | 平成24年7月16日  | 県道建設工事 | 岐阜県  |
| 大森   | 平成24年10月26日 | 河川改修工事 | 可児市  |

## 天然記念物

市では、国指定の植物が1種類、県指定の植物が1種類、市指定の植物が7種類、天然記念物となっている。市内では特に久々利に多くの天然記念物が生息している。

|                                                                                     |                                           |       |                                                                                      |                                                  |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------|
| サクラインソウ                                                                             |                                           |       | オオウラジロノキ                                                                             |                                                  |       |
|    | 指定                                        | 国     |    | 指定                                               | 県     |
|                                                                                     | 生息地                                       | 久々利   |                                                                                      | 生息地                                              | 兼山    |
|                                                                                     | 科名                                        | ユリ科   |                                                                                      | 科名                                               | バラ科   |
|                                                                                     | 絶滅危惧ⅠB類(環境省)                              |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅰ類(岐阜県)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 雑木林のやや湿った腐食土壌に生息する腐生植物。高さは7～20cmで、花期は7月頃。 |       |                                                                                      | 落葉高木。葉の裏には白または淡黄色のわた毛が密生する。花は短枝の先に散状につく。花期は5月頃。  |       |
| イワオモダカ                                                                              |                                           |       |                                                                                      |                                                  |       |
|    | 指定                                        | 市     |   | 指定                                               | 市     |
|                                                                                     | 生息地                                       | 久々利   |                                                                                      | 生息地                                              | 久々利   |
|                                                                                     | 科名                                        | ウラボシ科 |                                                                                      | 科名                                               | カエデ科  |
|                                                                                     | —                                         |       |                                                                                      | 絶滅危惧Ⅱ類(環境省)                                      |       |
|                                                                                     | —                                         |       |                                                                                      | 絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)                                      |       |
|                                                                                     | 岩や樹幹などに着生する、常緑多年生草本。葉の裏に胞子が付く。            |       |                                                                                      | 湿地に自生する、雌雄異株の落葉木。4月の始めに葉に先立って紅色の小さな花が数個ずつ集まって咲く。 |       |
| ヒツバタゴ                                                                               |                                           |       |                                                                                      |                                                  |       |
|  | 指定                                        | 市     |  | 指定                                               | 市     |
|                                                                                     | 生息地                                       | 久々利   |                                                                                      | 生息地                                              | 久々利   |
|                                                                                     | 科名                                        | モクセイ科 |                                                                                      | 科名                                               | マンサク科 |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅱ類(環境省)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 落葉高木で、花期は5月中旬。雪をかぶったように白い花が一面に咲く。         |       |                                                                                      | 亜熱帯原産の落葉高木で、日本には享保年間に庭木として渡来した。                  |       |
| ミカワバイケイソウ                                                                           |                                           |       |                                                                                      |                                                  |       |
|  | 指定                                        | 市     |  | 指定                                               | 市     |
|                                                                                     | 生息地                                       | 柿下    |                                                                                      | 生息地                                              | 兼山    |
|                                                                                     | 科名                                        | ユリ科   |                                                                                      | 科名                                               | イチイ科  |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅱ類(環境省)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 氷河時代の生き残り植物で、高さは1mほど。花期は5月中旬。             |       |                                                                                      | 常緑の高木で、雌雄異株。雄花は黄色で楕円形、雌花は小枝の先に群がりつく。花期は4～5月。     |       |
| シデコブシ                                                                               |                                           |       |                                                                                      |                                                  |       |
|  | 指定                                        | 市     | ※環境省の分類はレッドリストによる。                                                                   | 指定                                               | 市     |
|                                                                                     | 生息地                                       | 土田    |                                                                                      | 生息地                                              | 兼山    |
|                                                                                     | 科名                                        | モクレン科 |                                                                                      | 科名                                               | イチイ科  |
|                                                                                     | 準絶滅危惧種(環境省)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 絶滅危惧Ⅱ類(岐阜県)                               |       |                                                                                      | —                                                |       |
|                                                                                     | 日当たりの良い湿地に生息する落葉低木～小高木。花期は3～4月。           |       |                                                                                      |                                                  |       |

※環境省の分類はレッドリストによる。  
※岐阜県の分類はレッドデータブックによる。

## 可児市 10 本の木

市では市制 10 周年を記念して、平成 4 年に可児市 10 本の木を制定した。これは、彩りと潤いを与えてくれる緑を大切に、住みよい街づくりを進めていこうと選定したもので、市立図書館に寄せられた各地の 72 本の木の中から選ばれたものである。現在では 8 本の木が残っており、いずれの木も大木である。

| アベマキ   |                | ツクバネガシ |               |
|--------|----------------|--------|---------------|
| 生息地    | 下切(三宮神社)       | 生息地    | 広見(平成記念公園)    |
| 樹齢     | 200年           | 樹齢     | 200年          |
| イチヨウ   |                | ヒガンザクラ |               |
| 生息地    | 土田(土田小学校)      | 生息地    | 西帷子(眞禅寺)      |
| 樹齢     | 200年           | 樹齢     | 150～200年      |
| スギ     |                | ヒノキ    |               |
| 生息地    | 菅刈(薬仙寺)        | 生息地    | 久々利(八剣神社)     |
| 樹齢     | 200年           | 樹齢     | 400年          |
| ツクバネガシ |                | フウ     |               |
| 生息地    | 室原(猿投神社)       | 生息地    | 久々利(泳宮)       |
| 樹齢     | 200年           | 樹齢     | 100年          |
| クス     |                | ケヤキ    |               |
| 生息地    | 土田(カヤバ工業北工場付近) | 生息地    | 中恵土(国道21号線沿い) |
| 樹齢     | 現在は伐採されました。    | 樹齢     | 現在は伐採されました。   |

## 保健保安林等の指定

森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用がますます重要性を増していることから、「可児やすらぎの森」が都市近郊丘陵地帯の憩いの場として、県の生活環境保全林の指定を受けている。また、「蘭丸ふるりの森」においても、金山城址の麓に広がる自然林を生かした散策道、千本桜などが地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として、指定を受けている。

## 岐阜 水と緑の環境百選

岐阜県の「岐阜・水と緑の環境百選」に兼山地内の「兼山瀨(かねやまとろ)」が選ばれている。

兼山を流れる木曽川は溪谷となっており、溪谷の兩岸は奇岩怪石の岩肌が連なっている。また、川でありながらも湖かと思えるほどゆったりと水が流れ、四季折々の風景は雄大な自然の美と、癒しに出合える場となっている。



## 2. 環境まちづくり

### 「環境まちづくりを考える会」

平成 22 年度に改定された可児市環境基本計画で設置が検討されている「環境パートナーシップ・可児」の先駆け組織である。同計画推進を担う取り組み主体（市民、事業者、行政）が、自らの考えや主体間との関係性を高めながら、実行と進行管理を適切に行っていきける仕組みとして発足した。市の環境を知り、改善のための提案をし、可児市の良さを内外に知らせることを目的にしている。

### ○平成 24 年度の活動

#### ・「気温一斉観測 100×100」

市民自らが温度計を持って住んでいる場所の気温を、市内 100 か所で 100 年観測しようと計画し、8 月 1 日の真昼と真夜中の気温観測を実施した。観測者 43 名が参加し、加えて連続観測温度計を 28 箇所に設置した。観測の結果、ヒート・アイランド現象の気温分布も見られた。今回の観測を次年度以降につなげ、市民観測により長期的な気温の変化傾向が詳しくわかるようにデータを蓄積していく。



#### ・「可児市里山の日」

11 月 23 日を「可児市里山の日」とし、我田の森（久々利）で里山整備活動を行っている里山クラブ可児との共催で開催した。これは、市民で力を合わせて身近な里山の自然を守り育て、次世代・将来世代へ伝えていこうという目的を持っている。当日は、小雨まじりのあいにくの空模様であったが、参加者とスタッフを合わせて約 100 名が参加した。午前中にはトレッキングやものづくり体験を行い、お昼には地元で採れた里芋や大根、「可児そだち」に認定された食材、猟友会によって駆除された猪肉を使った猪汁がふるまわれた。その後、市内の里山整備活動を行う 5 団体（鳩吹山ともの会、鳩吹山を緑にする会、里山若葉クラブ、里山クラブ可児、地藏山のつどい）の紹介を行い、里山宣言とアカマツの記念植樹を行った。



## 可児市環境フェスタ

可児市環境基本計画の具体化のため、市民・事業者・行政の三者が実行委員会を組織し「可児市環境フェスタ」を開催している。平成 24 年度に 13 回目を迎えた環境フェスタでは、「未来へつなごう みんなで環境まちづくり」をテーマに 2 月 24 日（日）に開催され、約 1,300 人の来場者を集めた。各ブースでは、普段の環境活動の展示発表や、体験しながら環境について考えることのできるコーナーなどが行われた。市内の小中学校児童生徒が描いたポスターで彩られたエントランスステージでは、環境学習のステージ発表や抽選会などが行われ、多くの観衆でにぎわった。また、第 13 回は新たに地産地消として、地元の野菜を使ったスイーツカフェ、エネルギー関連として太陽光パネルや地中熱利用の紹介ブースが出展された。



## 可児川一斉清掃

環境フェスタの一週間前に、プレイベントとして 12 回目の可児川一斉清掃を行った。市内 3 つの拠点（市役所、中恵土公民館、可児川苑）にて、1,412 人の市民が参加し、「ふるさと川の川」である可児川の一斉清掃を行った。これまでの活動の結果もあり 12 年前の開始当初と比べ、全体的にはゴミの量は減ってきたが、自転車やじゅうたんなどの粗大ごみも見受けられた。

## カワゲラウォッチング&一斉水質調査

可児市めだかの楽校（環境市民活動団体）と市の共催で、カワゲラウォッチングと市内 8 カ所の一斉水質調査を毎年開催している。身近な川に棲むカワゲラなど水生昆虫の調査を行い、河川の水質を判定することで、川の様子を知り水質保全の必要性を認識する取り組みとなっている。

平成 24 年度は 7 月 21 日に開催し、小雨の降る天気となったが 21 名の親子が参加した。大学講師による勉強会や可児川に入っての水生生物調査を行った。



## 環境講座

夏休みや週休日を使い、親子参加の体験型環境講座を開催している。

平成 24 年度は、東邦ガス㈱東濃サービス・センターと共催しガスエネルギー館（東海市）にて、7 月 30 日と 8 月 21 日の 2 回開催し、各 27 名と 23 名の親子が環境にやさしいエコクッキングと、地球温暖化についての体験学習を行った。

## 出前講座

小中学校や市民の環境学習を支援するため、要請のあった団体へ、ごみ・リサイクル、地球温暖化、川の水質や生物などをテーマに講師派遣を行っている。また、市職員の派遣だけでなく、環境市民活動団体や環境に関する活動を行う事業者にも協力依頼し講師として活動頂き、平成 24 年度は全 18 回の出前講座を行った。

## 流域連携

可児川の流域連携として、瑞浪市と御嵩町、並びにその地域で活動する事業者および市民団体等と「松野湖と可児川を美しくする会」を組織し、水質浄化の啓発と水源である松野湖の清掃活動「松野湖クリーン作戦」を実施している。

平成 22、23 年度は災害の影響により中止となっていたが、平成 24 年度は、道路復旧も進み 3 年ぶりに 11 月 25 日に開催された。

## 啓発活動

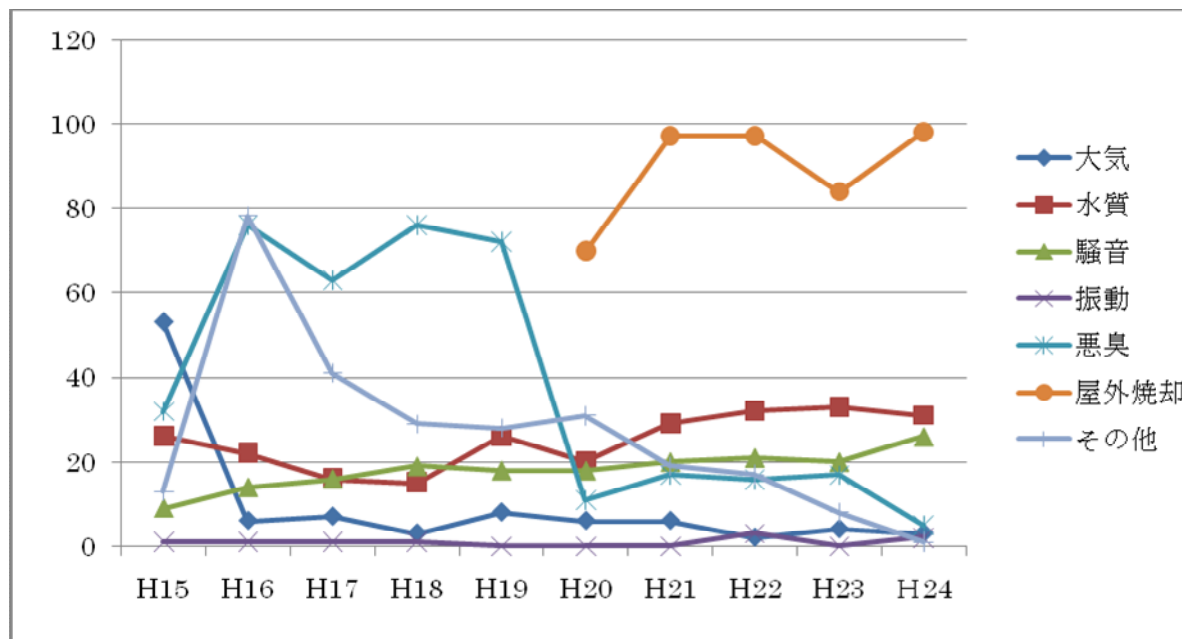
毎年、環境月間（6 月）にあわせて、市役所 1 階ロビーにおいてパネル展を実施している。平成 24 年度は、「カーボンオフセット」をテーマに、制度の仕組みなどについて啓発を行った。また、前年度の環境フェスタで取り組んだカーボンオフセットの結果についても併せて展示を行った。

### 3. 公害苦情

平成 24 年度に市に寄せられた苦情件数は 166 件で、苦情を内容別にみると、屋外焼却に関する苦情が最も多く全体の約 6 割を占めている。

※ 平成 20 年度以降、悪臭の処理件数が大幅に減少しているものは、悪臭の項目に含まれていた屋外焼却を別項目として新たに設けたことによるもの。

公害苦情処理件数の推移（単位：件）



## 公害防止協定について

公害防止協定とは、地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

市では、平成 24 年度末時点で、56 の事業所と公害防止協定を締結している。

## 公害防止協定締結事業所一覧

|    | 企業名             | 業種             |    | 企業名            | 業種            |
|----|-----------------|----------------|----|----------------|---------------|
| 1  | 愛知(株)           | 家具装備           | 29 | (株)ダイニチ        | 穴加工技術         |
| 2  | (株)安桜           | 金属製品           | 30 | 太平ハウジング(株)     | パネル製造販売       |
| 3  | 旭千代田工業(株)       | 金属製品           | 31 | 中部静電塗装(株)      | 金属製品          |
| 4  | (株)イマイ          | 建築材料           | 32 | T P R(株)       | 一般機械器具        |
| 5  | 今井航空機器工業(株)     | 航空機部品の加工組立     | 33 | (株)テクマ         | 一般機械器具        |
| 6  | イワキ工業(株)        | 輸送用機械器具        | 34 | (株)常盤電機        | 一般機械器具        |
| 7  | (株)エーワンパッケージ    | 段ボール製造         | 35 | 徳田工業(株)        | 工業用模型         |
| 8  | (株)エヌエスエック      | 工作機械及びプレス機械    | 36 | サンウエーブ可児(株)    | 家具装備          |
| 9  | オークマ(株)         | 工作機械製造         | 37 | 鳥羽工産(株)        | 一般機械器具        |
| 10 | オークマスチールテクノ(株)  | 工作機械製造         | 38 | 中川産業(株)        | 断熱材製造         |
| 11 | 偕行産業(株)         | 輸送用機械器具        | 39 | (株)日新珪瑯製作所     | 金属製品          |
| 12 | (株)カタヤマ精工       | 一般機械器具         | 40 | 日進油圧工業(株)      | 一般機械器具        |
| 13 | (株)片山製作所        | 一般機械器具         | 41 | ニッタイ工業(株)      | 窯業（タイル）       |
| 14 | (株)加藤製作所        | 金属製品           | 42 | 日本金属(株)        | 金属製品          |
| 15 | 岐阜県可児工業団地管理センター | 事務所、排水処理場      | 43 | 日比野鉄工所         | 輸送用機械器具       |
| 16 | カヤハ工業(株) 岐阜北工場  | 輸送用機械器具        | 44 | (株)富士アセンブリシステム | 一般機械器具        |
| 17 | カヤハ工業(株) 岐阜南工場  | 輸送用機械器具        | 45 | 富士物流(株)        | 配送            |
| 18 | 共栄鋼材(株)         | 鋼材加工販売         | 46 | 岐阜扶桑精工(株)      | 一般機械器具        |
| 19 | 共栄ファスナー(株)      | 金属材料           | 47 | (株)文晶堂         | プラスチック製品の金型設計 |
| 20 | (株)協和製作所        | 一般機械器具         | 48 | 北斗総業(株)        | 機器用電子部品       |
| 21 | 高周波熱錬(株)        | 高周波熱錬技術による機械加工 | 49 | 水野鉄工(株)        | 一般機械器具        |
| 22 | サクラテック(株)       | 鉄鋼             | 50 | 三菱電機(株)        | 電気機械器具        |
| 23 | ジャパンセラミックス(株)   | 窯業             | 51 | ミニター(株)        | 機械工具製造        |
| 24 | シンクレイヤ(株)       | 電気機械器具         | 52 | 美濃東久(株)        | 自動車部品製造       |
| 25 | (株)スーパースタールカケフ  | 鋼材加工製品販売       | 53 | (株)ナ・デックスプロダクツ | 電気機械器具        |
| 26 | 星菱電機(株)         | 電気機械器具         | 54 | (株)メトーカケフ      | 鉄鋼            |
| 27 | 岐阜・大成化工(株)      | プラスチック製品       | 55 | ユタカ工業(株)       | 自動車部品切削・研削加工  |
| 28 | 大王製紙(株)         | 紙パルプ           | 56 | リンナイ精機(株)      | 金属製品          |

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

## ◎ 環境の現状

～測定結果編～

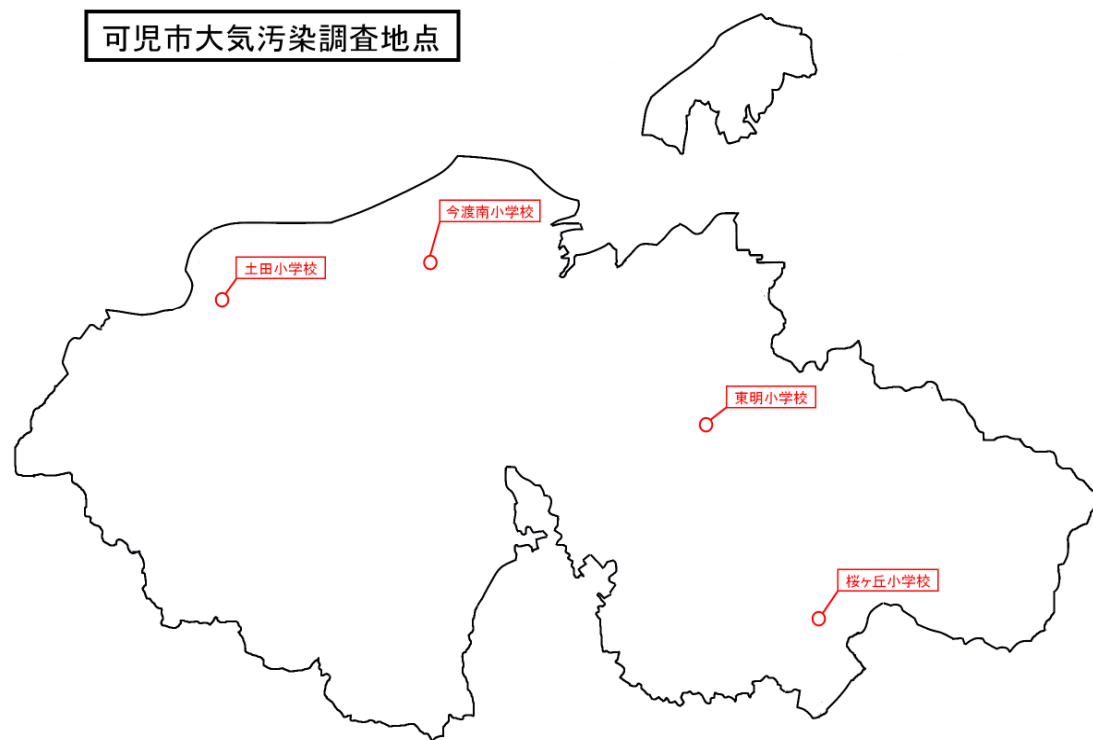
## 1. 大気

### 大気汚染調査

市では汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、降下ばいじんについて、市内 4 ヶ所で測定を実施している。また、市役所本庁舎屋上では酸性雨の調査を実施している。

各項目において、数値自体横ばいもしくは減少傾向にあり、調査結果の①二酸化硫黄、②二酸化窒素については TEA 法による測定のため、測定値では環境基準と比較できないが、換算値から判断すると基準を下回っている。

※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」(29 ページ)に掲載している。

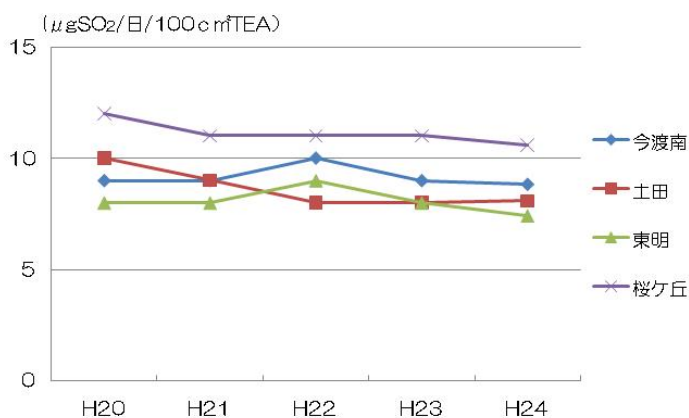


## 調査結果

※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」(29 ページ) に掲載している。

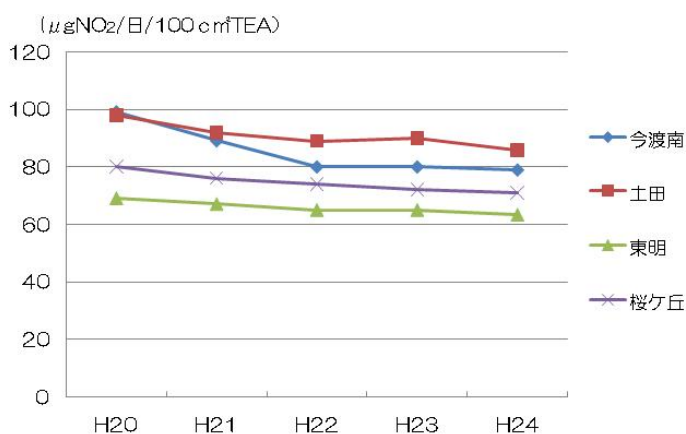
### ①二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は無色で刺激臭のある硫黄酸化物で、粘膜、特に気道に対して刺激作用がある。また、二酸化硫黄等の硫黄酸化物は酸性雨の原因となっている。



### ②二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

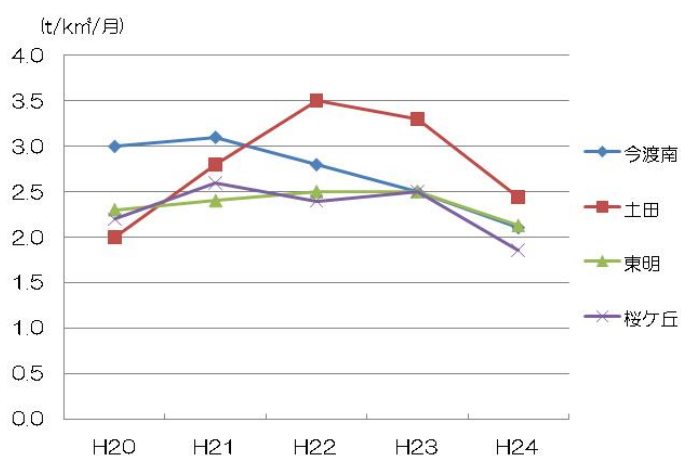
二酸化窒素は物の高温燃焼によって発生する物質で、主な発生源は工場等のばい煙発生施設や自動車である。赤褐色の刺激性ガスで水に溶解しにくいので肺深部に達し、高濃度の場合は急性中毒死の例がある。



### ③降下ばいじん

降下ばいじんは、種々の有害物質を含んでおり、量の多い場合は洗濯物を汚したり農作物に被害を与えたりすることもある。

なお、降下ばいじんの測定には、簡易ダストジャーを用いている。

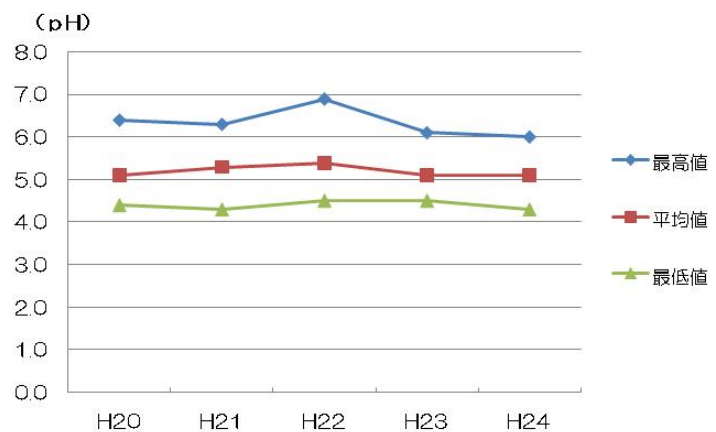


#### ④酸性雨

酸性雨とは、工場や自動車から排出される硫黄酸化物等の大気汚染物質を取り込み、強い酸性を示す雨をいう。

一般に、雨は、大気中の二酸化炭素が原因で、pHは 5.6～7.0 とやや酸性である。このため、酸性雨は通常pH5.6 以下の雨のことをいう。

平成 24 年度のpH平均値は 5.1 で、全国レベル（4.5～ 5.8）の範囲にある。



#### 可児自動車排出ガス測定局

岐阜県の施設で、今渡北小学校内に設置されているこの測定局では、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向・風速について自動計測が行われている。また、近年注目されている微小粒子状物質（PM2.5）についても、平成24年4月から測定を開始している。

なお、測定結果については、岐阜県ホームページに掲載されている。

#### 大気中の放射線測定

平成 24 年 6 月から毎月 1 回、市内 26 施設（市立の小中学校、保育園、幼稚園、児童センター、児童館および市役所）において、防災安全課・学校教育課と協力し、放射線の測定を行っている。平成 24 年度に測定を行った全地点の平均値は、0.092  $\mu$ Sv/h である。

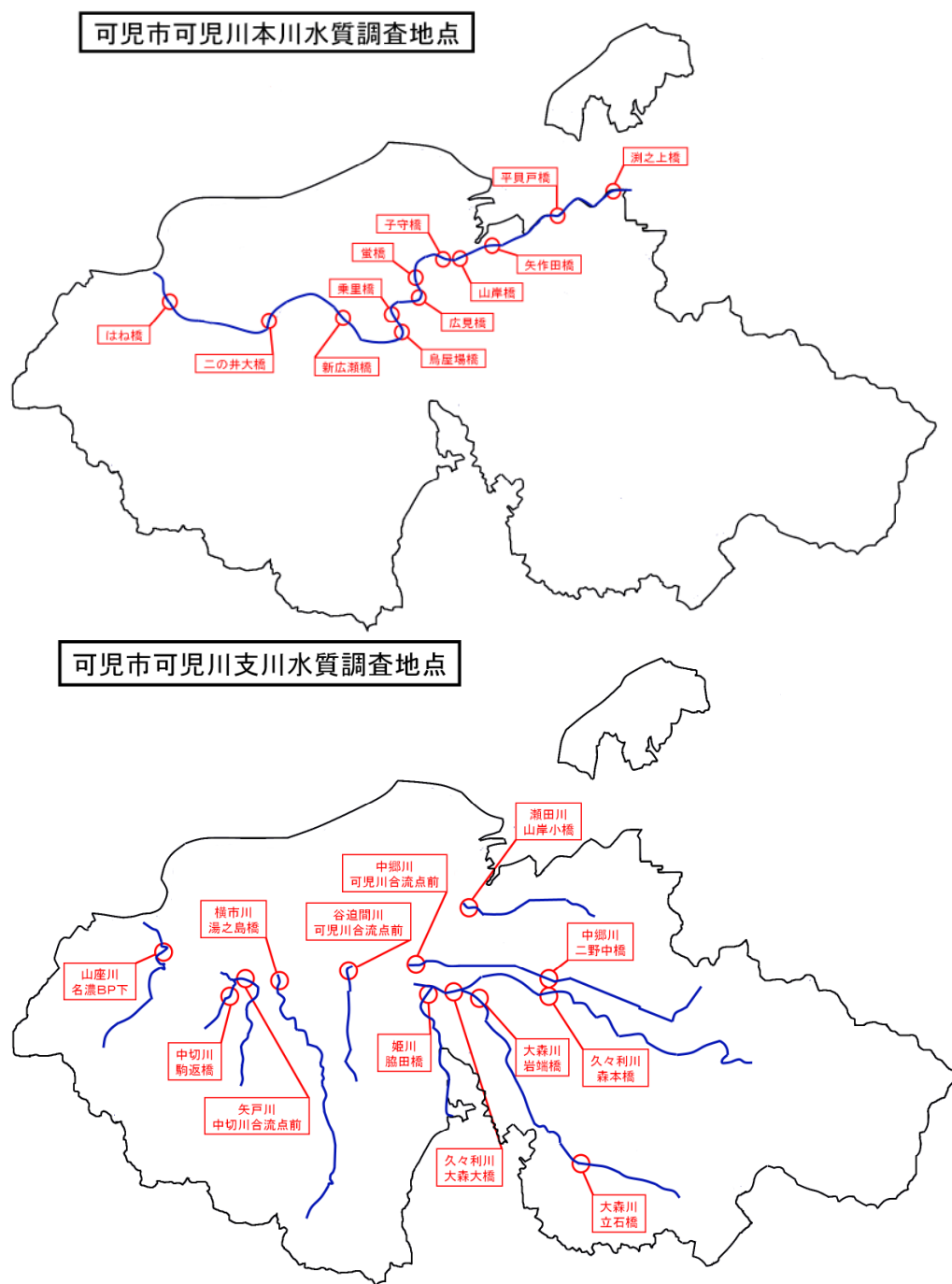
なお、毎月の測定結果については、防災安全課によって市ホームページに掲載されており、毎月の測定・集計後に更新されている。

## 2. 水質

### 可児川及び流域河川水質調査

生活環境項目について年に4回、可児川本川12ヶ所とその支川13ヶ所で調査を実施した。また、健康項目については、可児川有害物質分析調査として、可児川の最下流の橋（はね橋）で年1回採水して調査した。さらに5月には本川2ヶ所と2支川各1ヶ所で生物調査を実施し、河川の汚れ具合を生息生物から調査した。

※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」（30～32ページ）に掲載している。



## 水質汚濁に係る環境基準とは

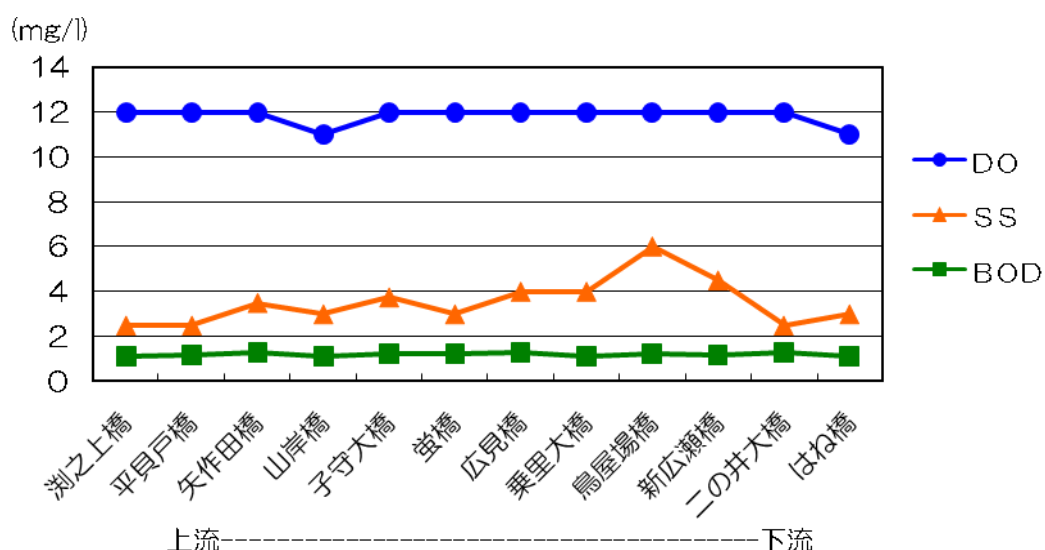
水質汚濁に係る環境基準は、生活環境項目と健康項目について設定されている。このうち生活環境項目については、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、水域ごとにAからEまでの6段階の類型に区分されており、基準値が定められている。本市では、可児川本川が類型指定を受けており、可児川と久々利川の合流点より上流がB類型水域、その下流がC類型水域となっている。

### 水質汚濁に係る環境基準（可児川本川）

|       | 可児川上流                                    | 可児川下流          |
|-------|------------------------------------------|----------------|
| 対象地点  | 湊之上橋、平貝戸橋、矢作田橋、山岸橋、子守大橋、蛸橋、広見橋、乗里大橋、鳥屋場橋 | 新広瀬橋、二の井大橋、はね橋 |
| 類型    | B類型流域                                    | C類型流域          |
| pH    | 6.5～8.5                                  | 6.5～8.5        |
| BOD   | 3mg/l以下                                  | 5mg/l以下        |
| SS    | 25mg/l以下                                 | 50mg/l以下       |
| DO    | 5mg/l以上                                  | 5mg/l以上        |
| 大腸菌群数 | 5000MPN/100ml以下                          | —              |

### 可児川本川の調査結果

平成24年度の可児川本川の水質は、すべての測定地点において環境基準を満たす結果となっている。



環境基準；BOD 3.0mg/L、SS 25.0mg/L、DO 5.0mg/L

(※ BOD・SSに関しては基準を下回ること、DOに関しては基準を上回ること)

### 可児川有害物質分析調査

有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」にて指定されており、当初の 8 物質から追加、基準値の見直しなどが適宜繰り返され、現在では 27 項目となっている。

平成 24 年度の調査は、可児川最下流部の土田地内はね橋にて行った。検査結果としては、いずれの物質についても基準を満たしている。

### 可児川本川、支川生物調査

平成24年5月10日に可児川本川2ヶ所と2支川各1ヶ所の計4ヶ所で、生息生物による河川の汚れを調査した。可児市では、この調査の評価方法として ASPT 法を採用している。これは、生物の科目ごとに定められたスコア値を用いて河川環境の状態を評価するものである。

評価の際に使用する ASPT 値（平均スコア値）は1～10の間に収まるものであり、10に近いほど河川汚濁の程度が小さいとされている。平成24年度の市内4カ所の調査結果は、5.4～6.3 の範囲の数値を示している。

### ゴルフ場の農薬等立入検査の実施

農薬の使用状況等を確認するため、年 1 回ゴルフ場（市内全8ヶ所）での立入検査及び水質調査を実施している。全ゴルフ場が独自で定期的に農薬検査を実施しているが、立入検査時にも最大排出量が見込まれる排出口 1 ヶ所で採水を行い、検査当日以前 1 ヶ月以内に使用された農薬について調査している。この検査において、排水から検出された農薬は、市内全てのゴルフ場において基準値を満たしていた。

### 可児市生活排水対策推進計画について

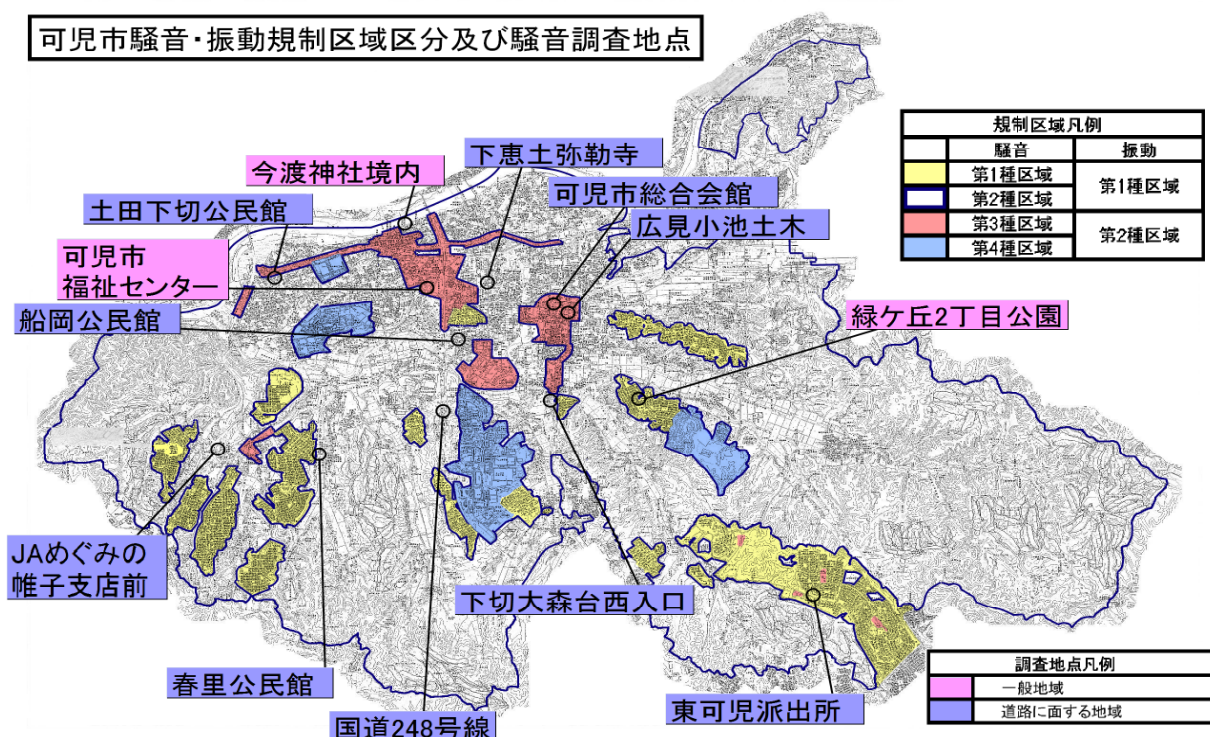
可児市においては、平成 6 年 3 月 1 日付けで可児川水系（可児市、御嵩町と多治見市の一部）が「水質汚濁防止法」の生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、「可児市生活排水対策推進計画」を策定し、総合的・体系的な生活排水対策を推進してきた。その後、平成 14 年 3 月に計画を改定し、現在においても生活排水対策を推進している。

### 3. 騒音・振動

騒音は日常生活に関係が深く、発生源も工場・事業所や自動車・航空機等の交通機関又は、商店や飲食店、家庭生活など多種多方面にわたっている。また、振動は騒音公害と同一発生源から同時に発生することが多い。

市は、平成 24 年度に県からの権限移譲を受けて、市全域を騒音・振動の規制地域として、騒音については第 1 種～第 4 種、振動については第 1 種・第 2 種と、都市計画区域に準じて指定を行った。また、それぞれの区域に合わせて環境基準が設定されている。

※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」（33 ページ）に掲載している。



#### 騒音調査

##### ・一般地域（測定地点：3ヶ所）

平成 24 年度は、全調査地点において環境基準を満たしている結果となった。

##### ・道路に面する地域（測定地点：10ヶ所）

市内の幹線道路において道路交通騒音と交通量を測定した。平成 24 年度は、測定地点の約半数で環境基準を超える結果となったが、基準値を超える騒音に影響される住居等の個数やその割合を把握することで評価を行う面的評価のため、単純な評価はできない。

##### ・自動車騒音の常時監視（面的評価）

平成 24 年度より、県からの権限移譲を受け、国道などの幹線道路などの自動車騒音の常時監視を行っている。幹線道路に面する住宅地などへの影響を評価するものであり、5 年間で市内の対象区間の評価を計画に沿って行っていく。平成 24 年度は、可児金山線で測定を行った。

## 4. 悪臭

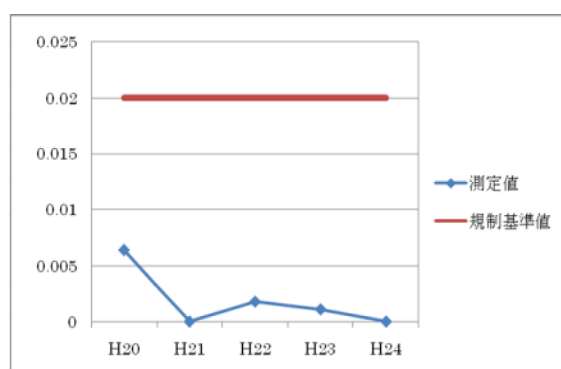
市は、市内全域を悪臭防止法第3条に規定される指定地域として設定している。悪臭は、人の感覚に知覚されるものであるが、人の嗅覚には著しい個人差があり、悪臭規制物質以外の物質が原因となっている場合が少なくないため、悪臭公害の判定には困難を伴う場合が多い。

市では、昭和58年度より毎年、パルプ工場周辺で年2回、臭気の強い3地点において、以下の4つの項目について調査を実施し、最も臭気の強い地点での測定を年1回行っている。

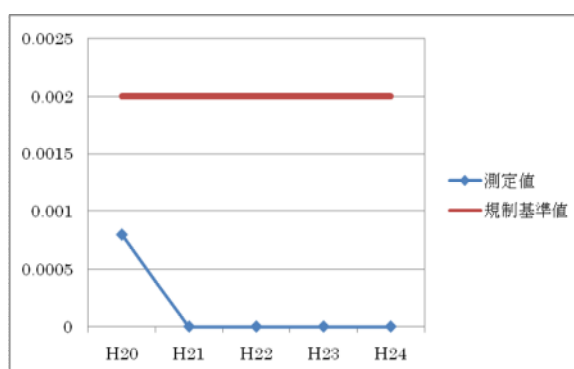
### 測定結果

※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」（34ページ）に掲載している。

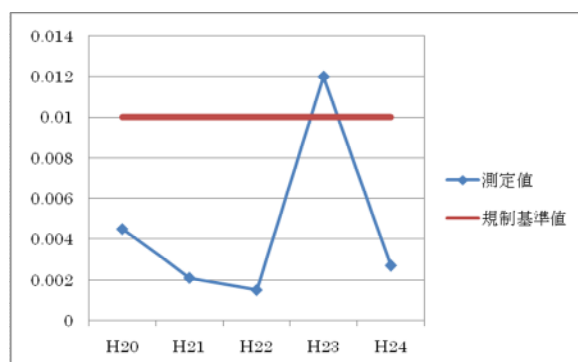
#### 硫化水素



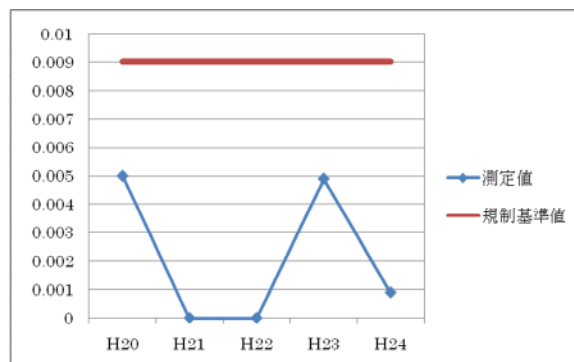
#### メチルカプタン



#### 硫化メチル



#### 二硫化メチル



※ いずれも単位は vol ppm。測定結果の年間の最大値を引用している。

不検出（定量下限値未満）については、0として表示。

### 悪臭苦情の現状

測定方法は、人間の嗅覚で把握する嗅覚測定法とアンモニアなどの悪臭の原因となる物質（特定悪臭物質）の濃度を機器で測定する機器分析法があるが、可児市では、後者を採用している。

都市化の進展等により住宅地が広がり、従来と同様の操業や作業内容においても、苦情の対象となるケースが増えている。また、臭いはほとんどの場合、様々な物質が混合した複合臭であるため、この対応についても検討しなければならない。

## 5. ダイオキシン類

ダイオキシン類が健康に関する影響として、発がんを促進する作用、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすと言われている。しかし、人体に対しても同じような影響があるのか、よくわかっていないのが現状である。

主な発生源として、ごみ焼却がある。そのため、野焼きの禁止（一部例外あり）や焼却炉の基準が設けられていることなど、ダイオキシン類の排出に関してさまざまなところで規制がかけられている。

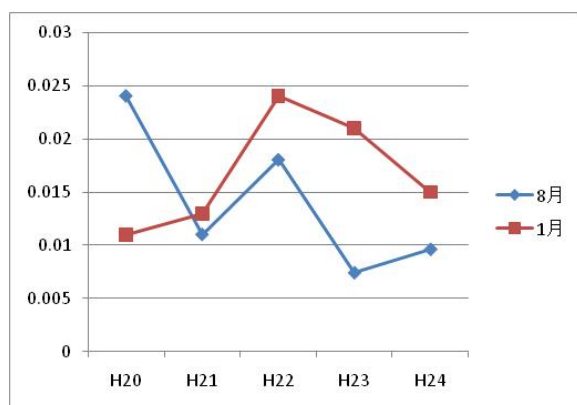
### 調査結果

市では、環境大気中及び土壌のダイオキシン類調査を実施、その結果、大気、土壌いずれも環境基準に適合していた。

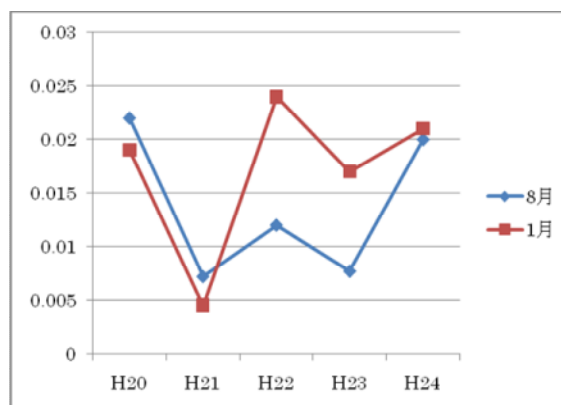
※ 数値データについては、「6. 測定・実績データ集」（34 ページ）に掲載している。

大気（年2回測定、単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>、環境基準：0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

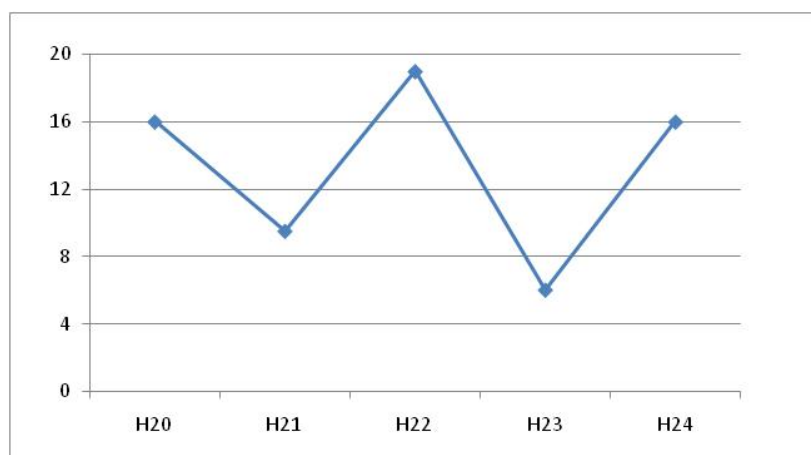
市役所屋上



工業団地周辺



土壌（年1回測定、単位：pg-TEQ/g-dry、環境基準：1000 pg-TEQ/g-dry）



## 6. 測定・実績データ集

### ・大気関係

二酸化硫黄測定値経年変化[年平均値] (単位:  $\mu\text{gSO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$ )

| 測定地点<br>(小学校) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | ppmに<br>換算 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 今渡南           | 9   | 9   | 10  | 9   | 9   | 0.003      |
| 土田            | 10  | 9   | 8   | 8   | 8   | 0.002      |
| 東明            | 8   | 8   | 9   | 8   | 7   | 0.002      |
| 桜ヶ丘           | 12  | 11  | 11  | 11  | 11  | 0.003      |

二酸化窒素測定値経年変化[年平均値] (単位:  $\mu\text{gNO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$ )

| 測定地点<br>(小学校) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | ppmに<br>換算 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 今渡南           | 99  | 89  | 80  | 80  | 79  | 0.014      |
| 土田            | 98  | 92  | 89  | 90  | 86  | 0.016      |
| 東明            | 69  | 67  | 65  | 65  | 63  | 0.012      |
| 桜ヶ丘           | 80  | 76  | 74  | 72  | 71  | 0.013      |

※ 測定結果はTEA法による測定のため、環境基準と比較出来ないことから、県がTEA法と自動測定器の両方で測定を行った測定結果から変換係数を導き、ppmに換算した。その結果市内全域は環境基準に適合しているものと推測される。

降下ばいじん測定値経年変化[年平均値] (単位:  $\text{t}/\text{km}^2/\text{月}$ )

| 測定地点<br>(小学校) | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 今渡南           | 3.0 | 3.1 | 2.8 | 2.5 | 2.1 |
| 土田            | 2.0 | 2.8 | 3.5 | 3.3 | 2.4 |
| 東明            | 2.3 | 2.4 | 2.5 | 2.5 | 2.1 |
| 桜ヶ丘           | 2.2 | 2.6 | 2.4 | 2.5 | 1.9 |

降雨のpH測定値経年変化(ろ過式雨水採取装置)

| 年 度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平均値 | 5.1 | 5.3 | 5.4 | 5.1 | 5.1 |
| 最高値 | 6.4 | 6.3 | 6.9 | 6.1 | 6.0 |
| 最低値 | 4.4 | 4.3 | 4.5 | 4.5 | 4.3 |

・水質関係

可児川本川水質調査結果〔年平均値〕

| 河川名              | 可児川     |         |         |         |         |         |         |        |       |       |         |        |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|-------|---------|--------|
| 測定地点             | 測之上橋    | 平貝戸橋    | 矢作田橋    | 山岸橋     | 子守大橋    | 蛭橋      | 広見橋     | 乗里大橋   | 鳥屋場橋  | 新広瀬橋  | 二の井大橋   | はね橋    |
| pH               | 7.7     | 8.1     | 8.1     | 7.9     | 8.2     | 8.4     | 8.4     | 8.4    | 8.3   | 8.6   | 8.8     | 8.5    |
| BOD(mg/l)        | 1.1     | 1.2     | 1.3     | 1.1     | 1.2     | 1.2     | 1.3     | 1.1    | 1.2   | 1.2   | 1.3     | 1.1    |
| COD(mg/l)        | 3.4     | 3.6     | 3.7     | 3.7     | 3.8     | 3.8     | 3.9     | 3.8    | 3.9   | 4.0   | 3.7     | 3.7    |
| SS(mg/l)         | 3       | 3       | 4       | 3       | 4       | 3       | 4       | 4      | 6     | 5     | 3       | 3      |
| DO(mg/l)         | 12      | 12      | 12      | 11      | 12      | 12      | 12      | 12     | 12    | 12    | 12      | 11     |
| 大腸菌群数(MPN/100ml) | *25,000 | *10,000 | *16,000 | *14,000 | *12,000 | *60,000 | *11,000 | *8,200 | 3,800 | 3,600 | *13,000 | *7,300 |
| 全窒素(mg/l)        | 0.89    | 0.92    | 0.97    | 0.96    | 1.0     | 1.0     | 1.0     | 1.0    | 1.0   | 1.1   | 1.1     | 1.1    |
| 全りん(mg/l)        | 0.057   | 0.057   | 0.058   | 0.052   | 0.053   | 0.054   | 0.060   | 0.056  | 0.066 | 0.062 | 0.056   | 0.078  |
| TOC(mg/l)        | 1.7     | 1.9     | 1.9     | 1.9     | 2.0     | 2.0     | 2.0     | 2.0    | 2.0   | 2.0   | 1.9     | 1.8    |
| 陰イオン界面活性剤(mg/l)  | 0.03    | 0.03    | 0.04    | 0.04    | 0.04    | 0.04    | 0.04    | 0.04   | 0.04  | 0.04  | 0.04    | 0.04   |

(注) 平均値の算出について、報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い平均値を出した。

pH・・・水素イオン濃度 COD・・・化学的酸素要求量

DO・・・溶存酸素 SS・・・浮遊物質

BOD・・・生物化学的酸素要求量

\*・・・環境基準を満たしていない数値

可児川支川水質調査結果〔年平均値〕

※各支川は、環境基準の類型指定を受けておらず、環境基準値はそのまま適用はされない。

| 河川名              | 瀬田川    | 中郷川    | 姫川     | 久々利川  | 谷迫間川   | 横市川    | 矢戸川    | 山座川     | 大森川上流 | 大森川下流  | 久々利川  | 中郷川    | 中切川    |
|------------------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 測定地点             | 山岸小橋   | 可児川合流前 | 脇田橋    | 大森大橋  | 可児川合流前 | 湯之島橋   | 中切川合流前 | 国道41号線下 | 立石橋   | 岩端橋    | 森本橋   | 二野中橋   | 駒返橋    |
| pH               | 7.5    | 8.0    | 8.0    | 8.7   | 8.4    | 7.7    | 8.7    | 7.7     | 7.1   | 8.1    | 8.3   | 7.8    | 8.7    |
| BOD(mg/l)        | 1.1    | 1.3    | 1.7    | 1.3   | 1.0    | 1.8    | 1.3    | 1.0     | 1.2   | 1.1    | 1.7   | 1.3    | 1.1    |
| COD(mg/l)        | 4.0    | 4.3    | 3.7    | 3.9   | 2.9    | 3.8    | 3.7    | 2.7     | 2.7   | 2.9    | 4.1   | 4.3    | 3.5    |
| SS(mg/l)         | 6      | 5      | 3      | 4     | 2      | 2      | 3      | 2       | 2     | 3      | 4     | 7      | 2      |
| DO(mg/l)         | 10     | 11     | 11     | 11    | 11     | 11     | 11     | 10      | 10    | 11     | 11    | 11     | 11     |
| 大腸菌群数(MPN/100ml) | 61,000 | 44,000 | 23,000 | 2,700 | 23,000 | 16,000 | 15,000 | 17,000  | 9,600 | 30,000 | 9,500 | 25,000 | 11,000 |
| 全窒素(mg/l)        | 1.1    | 1.6    | 1.6    | 1.2   | 1.0    | 1.6    | 1.4    | 1.1     | 0.9   | 1.0    | 1.1   | 1.0    | 1.5    |
| 全りん(mg/l)        | 0.088  | 0.10   | 0.089  | 0.060 | 0.033  | 0.077  | 0.13   | 0.056   | 0.036 | 0.045  | 0.058 | 0.057  | 0.10   |
| TOC(mg/l)        | 2.1    | 2.4    | 1.7    | 2.0   | 1.4    | 1.8    | 1.8    | 1.3     | 1.3   | 1.4    | 1.9   | 2.3    | 1.8    |
| 陰イオン界面活性剤(mg/l)  | 0.03   | 0.05   | 0.05   | 0.04  | 0.03   | 0.03   | 0.04   | 0.03    | 0.03  | 0.03   | 0.03  | 0.03   | 0.04   |

(注) 平均値の算出について、報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い平均値を出した。

pH・・・水素イオン濃度 COD・・・化学的酸素要求量

DO・・・溶存酸素 SS・・・浮遊物質

BOD・・・生物化学的酸素要求量

## 可児川有害物質分析調査結果

調査地点： 可児川はね橋

| 項目                 | 20年度     | 21年度     | 22年度     | 23年度     | 24年度     | 環境基準値        |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------|
| カドミウム              | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| 鉛                  | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| シアン                | —        | —        | —        | —        | —        | 検出されないこと     |
| ヒ素                 | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| 六価クロム              | —        | —        | —        | —        | —        | 0.05 mg/l以下  |
| 総水銀                | —        | —        | —        | —        | —        | 0.0005mg/l以下 |
| アルキル水銀             | —        | —        | —        | —        | —        | 検出されないこと     |
| PCB                | —        | —        | —        | —        | —        | 検出されないこと     |
| ジクロロメタン            | —        | —        | —        | —        | —        | 0.02 mg/l以下  |
| 四塩化炭素              | —        | —        | —        | —        | —        | 0.002 mg/l以下 |
| 1,2-ジクロロエタン        | —        | —        | —        | —        | —        | 0.004 mg/l以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン       | —        | —        | —        | —        | —        | 0.1 mg/l以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン    | —        | —        | —        | —        | —        | 0.04 mg/l以下  |
| 1,1,1-トリクロロエタン     | —        | —        | —        | —        | —        | 1 mg/l以下     |
| 1,1,2-トリクロロエタン     | —        | —        | —        | —        | —        | 0.006 mg/l以下 |
| トリクロロエチレン          | —        | —        | —        | —        | —        | 0.03 mg/l以下  |
| テトラクロロエチレン         | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| 1,3-ジクロロプロペン (D-D) | —        | —        | —        | —        | —        | 0.002 mg/l以下 |
| チウラム               | —        | —        | —        | —        | —        | 0.006 mg/l以下 |
| シマジン(CAT)          | —        | —        | —        | —        | —        | 0.003 mg/l以下 |
| チオベンカルブ (ベンチオカーブ)  | —        | —        | —        | —        | —        | 0.02 mg/l以下  |
| ベンゼン               | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| セレン                | —        | —        | —        | —        | —        | 0.01 mg/l以下  |
| ほう素                | 0.04mg/l | 0.03mg/l | 0.02mg/l | 0.02mg/l | 0.03mg/l | 1 mg/l以下     |
| 1,4-ジオキサン          |          |          | —        | —        | —        | 0.05 mg/l以下  |
| ふっ素                | 0.2mg/l  | —        | —        | 0.1mg/l  | 0.1mg/l  | 0.8 mg/l以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素      | 1.1mg/l  | 1.1mg/l  | 0.92mg/l | 0.93mg/l | 0.58mg/l | 10 mg/l以下    |

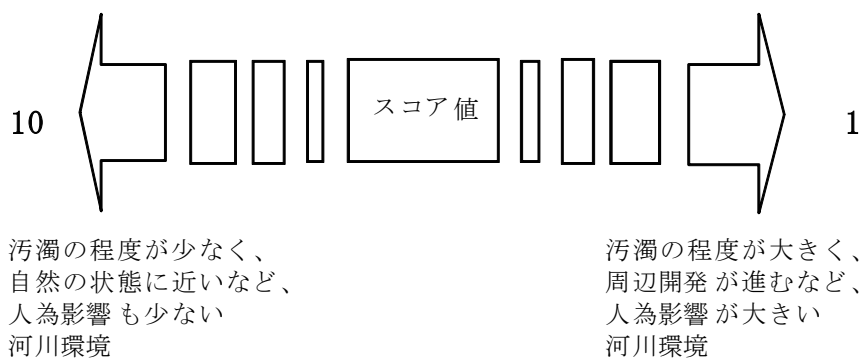
備考：—は定量下限値未満

可児川本川、支川生物調査 調査結果

| 目・網名      | 科名       | スコア | 可児川  |      | 矢戸川         | 久々利川 |
|-----------|----------|-----|------|------|-------------|------|
|           |          |     | 矢作田橋 | 二の井橋 | 中切川<br>合流点前 | 森本橋  |
| カゲロウ目     | チラカゲロウ科  | 9   |      |      | ○           |      |
|           | ヒラタカゲロウ科 | 9   | ○    | ○    | ○           | ○    |
|           | マダラカゲロウ科 | 9   |      |      |             |      |
|           | モンカゲロウ科  | 9   |      | ○    | ○           | ○    |
| アミメカゲロウ目  | ヘビトンボ科   | 9   |      |      |             | ○    |
| トビケラ目     | エグリトビケラ科 | 10  |      |      |             |      |
|           | シマトビケラ科  | 7   | ○    | ○    | ○           | ○    |
|           | ナガレトビケラ科 | 9   |      |      | ○           | ○    |
| コウチュウ目    | ヒメドロムシ科  | 8   | ○    |      |             |      |
|           | ヒラタドロムシ科 | 8   | ○    | ○    | ○           | ○    |
| ハマグリ目     | シジミガイ科   | 5   |      |      |             |      |
| ハエ目       | ユスリカ科    | 3   | ○    | ○    | ○           | ○    |
| モノアラガイ目   | サカマキガイ科  | 1   |      |      |             | ○    |
| 中腹足目      | カワニナ科    | 8   |      |      |             |      |
| ミミズ網      |          | 1   | ○    | ○    | ○           | ○    |
| ヒル網       |          | 2   | ○    | ○    | ○           | ○    |
| T S 値     |          | —   | 38   | 39   | 57          | 58   |
| 総科数       |          | —   | 7    | 7    | 9           | 10   |
| A S P T 値 |          | —   | 5.4  | 5.6  | 6.3         | 5.8  |

表中の○は確認されたことを示す

ASPT値の見方



算出式：評価値＝平均スコア値（ASPT値）＝総スコア値（TS値）／確認された科の総数（総科数）

・騒音関係

一般地域

| 地域の種類 | 類型 | 規制区分 | 測定場所      | 時間帯 | 測定結果<br>LAeq(dB) | 騒音基準<br>LAeq(dB) |
|-------|----|------|-----------|-----|------------------|------------------|
| 一般地域  | A  | 第1種  | 緑ヶ丘2丁目公園  | 昼間  | 43.4             | 55以下             |
|       | B  | 第2種  | 今渡神社境内    | 昼間  | 48.8             | 55以下             |
|       | C  | 第3種  | 可児市福祉センター | 昼間  | 52.6             | 60以下             |

道路に面する地域

| 測定地          | 交通量(昼間)<br>(台/10分) | 騒音測定結果(dB) |       | 区域 | 車線数 | 環境基準(dB) |      |
|--------------|--------------------|------------|-------|----|-----|----------|------|
|              |                    | 昼 間        | 夜 間   |    |     | 昼 間      | 夜 間  |
| 小池土木前(広見)    | 186                | 68.3       | 61.9  | C  | 2   | 70以下     | 65以下 |
| 土田下切公民館      | 183                | *70.1      | 64.9  | C  | 4   |          |      |
| JAめぐみの帷子支店前  | 116                | 67.7       | 62.0  | B  | 2   |          |      |
| R248 線上(谷迫間) | 140                | *70.9      | *65.1 | B  | 2   |          |      |
| 船岡公民館前(下恵土)  | 156                | 68.8       | 62.9  | B  | 2   |          |      |
| 大森台西入口(下切)   | 123                | *69.5      | *63.9 | B  | 2   | 65以下     | 60以下 |
| 総合会館前(広見)    | 118                | *66.5      | *61.9 | C  | 2   |          |      |
| 春里公民館前(矢戸)   | 91                 | *65.4      | 57.4  | B  | 2   |          |      |
| 弥勒寺前(下恵土)    | 97                 | 64.6       | 58.8  | B  | 2   |          |      |
| 東可児交番前(皐ヶ丘)  | 148                | *71.6      | *63.8 | A  | 2   | 60以下     | 55以下 |

(注) \*環境基準を超えた数値

・悪臭関係

悪臭物質測定結果（6月、平成 25 年 2 月）

（単位：vol ppm）

| 測定物質      | 20年度   | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 規制基準値 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 硫化水素      | 0.0064 | —      | 0.0018 | 0.0011 | —      | 0.02  |
| メチルメルカプタン | 0.0008 | —      | —      | —      | —      | 0.002 |
| 硫化メチル     | 0.0045 | 0.0021 | 0.0015 | 0.012  | 0.0027 | 0.01  |
| 二硫化メチル    | 0.005  | —      | —      | 0.0049 | 0.0009 | 0.009 |

備考：・—は不検出（定量下限値未満）

・各年度の数値は、それぞれ年 2 回 3 地点測定の中の最高値である。

・測定結果は、敷地境界線上の数値である。

通日測定結果（測定日：10 月 11 日～12 日）（単位：vol ppm）

| 採取時刻  | 硫化水素 | メチルメルカプタン | 硫化メチル  | 二硫化メチル |
|-------|------|-----------|--------|--------|
| 9:00  | —    | —         | 0.0022 | —      |
| 11:00 | —    | —         | —      | —      |
| 13:00 | —    | —         | —      | —      |
| 15:00 | —    | —         | —      | —      |
| 17:00 | —    | —         | 0.0016 | —      |
| 19:00 | —    | —         | —      | —      |
| 21:00 | —    | —         | —      | —      |
| 23:00 | —    | —         | —      | —      |
| 1:00  | —    | —         | 0.0008 | —      |
| 3:00  | —    | —         | —      | —      |
| 環境基準  | 0.02 | 0.002     | 0.01   | 0.009  |

備考：—は不検出（不検出とは、定量下限値未満の意味である。）

・ダイオキシン類

大気（単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>）

| 調査地点    | 調査月 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 環境基準 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 可児市役所屋上 | 8月  | 0.024  | 0.011  | 0.018  | 0.0074 | 0.0096 | 0.6  |
|         | 1月  | 0.011  | 0.013  | 0.024  | 0.021  | 0.015  |      |
| 工業団地周辺  | 8月  | 0.022  | 0.0072 | 0.012  | 0.0077 | 0.02   |      |
|         | 1月  | 0.019  | 0.0045 | 0.024  | 0.017  | 0.021  |      |

土壌（単位：pg-TEQ/g-dry）

| 調査地点               | 調査月 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 環境基準 |
|--------------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 歴史と文化の森<br>（可児市広見） | 8月  | 16     | 9.5    | 19     | 6      | 16     | 1000 |

## ◎ 資料編

## 1. 環境基準・規制基準

### (1) 大気環境に係る環境基準

#### ① 大気汚染に係る環境基準

| 物質                          | 環境上の条件                                                                                   | 測定方法                                                                         |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )    | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること (S48.5.16告示)                               | 溶液導電率法又は紫外線蛍光法                                                               |
| 一酸化炭素 (CO)                  | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること (S48.5.8告示)                            | 非分散型赤外分析計を用いる方法                                                              |
| 浮遊粒子状物質 (SPM)               | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値の0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること (S48.5.8告示) | 濾過捕集による重量濃度測定方法、またはこの方法によって測定された、重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤法、若しくはベータ線吸収法 |
| 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )    | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること (S53.7.11告示)                               | ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法                                              |
| 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) | 1時間値が0.06ppm以下であること (S48.5.8告示)                                                          | 中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法                            |

#### ② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

| 物質         | 環境上の条件                                           | 測定方法                                                                   |
|------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること (H9.2.4告示)  | キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法 |
| トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること (H9.2.4告示)    |                                                                        |
| テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること (H9.2.4告示)    |                                                                        |
| ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること (H13.4.20告示) |                                                                        |

#### ③ 微小粒子状物質に係る環境基準

| 物質      | 環境上の条件                                                                            | 測定方法                                                                                                      |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 微小粒子状物質 | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (H21.9.9告示) | 微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法 |

## (2) 水質汚濁に係る環境基準

### ①人の健康の保護に関する環境基準

(平成25年3月末現在)

| 項目                | 環境基準値        | 測定方法                                                                                                         |
|-------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム             | 0.003mg/L以下  | 日本工業規格K0102(以下「規格」という)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)                        |
| 全シアン              | 検出されないこと     | 規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法                                                                   |
| 鉛                 | 0.01mg/L以下   | 規格54に定める方法                                                                                                   |
| 六価クロム             | 0.05mg/L以下   | 規格65.2に定める方法                                                                                                 |
| ヒ素                | 0.01mg/L以下   | 規格61.2、61.3又は61.4に定める方法                                                                                      |
| 総水銀               | 0.0005mg/L以下 | 付表1に掲げる方法                                                                                                    |
| アルキル水銀            | 検出されないこと     | 付表2に掲げる方法                                                                                                    |
| PCB               | 検出されないこと     | 付表3に掲げる方法                                                                                                    |
| ジクロロメタン           | 0.02mg/L以下   | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                             |
| 四塩化炭素             | 0.002mg/L以下  | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                   |
| 1,2-ジクロロエタン       | 0.004mg/L以下  | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法                                                                       |
| 1,1-ジクロロエチレン      | 0.1mg/L以下    | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                             |
| シス-1,2-ジクロロエチレン   | 0.04mg/L以下   | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                             |
| 1,1,1-トリクロロエタン    | 1mg/L以下      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                   |
| 1,1,2-トリクロロエタン    | 0.006mg/L以下  | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                   |
| トリクロロエチレン         | 0.03mg/L以下   | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                   |
| テトラクロロエチレン        | 0.01mg/L以下   | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                   |
| 1,3-ジクロロプロペン(D-D) | 0.002mg/L以下  | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                                                             |
| チウラム              | 0.006mg/L以下  | 付表4に掲げる方法                                                                                                    |
| シマジン(CAT)         | 0.003mg/L以下  | 付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                             |
| チオベンカルブ(ベンチオカーブ)  | 0.02mg/L以下   | 付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                             |
| ベンゼン              | 0.01mg/L以下   | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                             |
| セレン               | 0.01mg/L以下   | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法                                                                                      |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素     | 10mg/L以下     | 硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法                                              |
| ふっ素               | 0.8mg/L以下    | 規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法 |
| ほう素               | 1mg/L以下      | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法                                                                                      |
| 1,4-ジオキサン         | 0.05mg/L以下   | 付表7に掲げる方法                                                                                                    |

(備考)

1. 基準値は、年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

②生活の保全に関する環境基準

ア

| 類型   | 利用目的の<br>適応性                            | 基準値                                                                                |                         |                         |                                                                                 |                          |
|------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|      |                                         | 水素イオン濃度<br>(pH)                                                                    | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS)            | 溶存酸素量<br>(DO)                                                                   | 大腸菌群数                    |
| AA   | 水道1級<br>自然環境保全及<br>びA以下の欄に<br>掲げるもの     | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                   | 1mg/L以下                 | 25mg/L以下                | 7.5mg/L以上                                                                       | 50<br>MPN/100mL<br>以下    |
| A    | 水道2級<br>水産1級<br>水浴及びB以下<br>の欄に掲げるも<br>の | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                   | 2mg/L以下                 | 25mg/L以下                | 7.5mg/L以上                                                                       | 1,000<br>MPN/100mL<br>以下 |
| B    | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄<br>に掲げるもの       | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                   | 3mg/L以下                 | 25mg/L以下                | 5mg/L以上                                                                         | 5,000<br>MPN/100mL<br>以下 |
| C    | 水産3級<br>工業用水1級及<br>びD以下の欄に<br>掲げるもの     | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                   | 5mg/L以下                 | 50mg/L以下                | 5mg/L以上                                                                         | —                        |
| D    | 工業用水2級<br>農業用水及びE<br>の欄に掲げるも<br>の       | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                   | 8mg/L以下                 | 100mg/L以下               | 2mg/L以上                                                                         | —                        |
| E    | 工業用水3級<br>環境保全                          | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                   | 10mg/L以下                | ごみ等の浮<br>遊が認めら<br>れないこと | 2mg/L以上                                                                         | —                        |
| 測定方法 |                                         | 規格12.1に定め<br>る方法又はガラ<br>ス電極を用いる<br>水質自動監視測<br>定装置によりこ<br>れと同程度の計<br>測結果の得られ<br>る方法 | 規格21に定め<br>る方法          | 付表9に掲げ<br>る方法           | 規格32に定める<br>方法又は隔膜電<br>極を用いる水質<br>自動監視測定装<br>置によりこれと<br>同程度の計測結<br>果の得られる方<br>法 | 最確数による<br>定量法            |

- (注) 1 自然環境保全： 自然探勝等の環境保全  
2 水道1級： ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級： 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級： 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び  
水産3級の水産生物用  
水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の  
水産生物用  
水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4 工業用水1級： 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級： 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級： 特殊の浄水操作を行うもの  
環境保全： 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない  
限度

イ

| 類型   | 水生生物の生息状況の適応性                                          | 全亜鉛（基準値）                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 生物A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                 | 0.03mg/L以下                                                                |
| 生物特A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下                                                                |
| 生物B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                    | 0.03mg/L以下                                                                |
| 生物特B | 生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L以下                                                                |
| 測定方法 |                                                        | 規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。） |

（備考）

1. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

#### ③公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

《木曽川水域(抜粋)》

（平成 25 年 3 月末現在）

| 水 域                  | 該当類型 | 達成期間 | 指定年月日<br>(見直し年月日)       |
|----------------------|------|------|-------------------------|
| 木曽川上流（落合ダムより上流）      | AA   | イ    | S45. 9. 1               |
| 木曽川中流（落合ダムから犬山頭首工まで） | A    | イ    | 〃                       |
| 木曽川下流（犬山頭首工より下流）     | A    | イ    | S45. 9. 1<br>(H14.7.15) |
| 飛騨川上流（下呂市かじか橋より上流）   | AA   | イ    | S46. 5.25               |
| 飛騨川下流（下呂市かじか橋より下流）   | A    | イ    | 〃                       |
| 可児川上流（久々利川合流点より上流）   | B    | イ    | S50. 9.12               |
| 可児川下流（久々利川合流点より下流）   | C    | イ    | 〃                       |

（備考）達成期間「イ」は、直ちに達成。

#### ④水生生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定

《木曽川水域(抜粋)》

（平成 25 年 3 月末現在）

| 水 域               | 水域類型 | 達成期間 | 指定年月日<br>(見直し年月日) |
|-------------------|------|------|-------------------|
| 木曽川（中濃大橋より上流）     | 生物A  | イ    | H21.11.30         |
| 木曽川（中濃大橋より下流に限る。） | 生物B  | イ    | 〃                 |

### (3) 騒音に係る環境基準

#### ① 道路に面する地域以外の地域

| 地域の類型                                    | 基準値          |               |
|------------------------------------------|--------------|---------------|
|                                          | 昼間<br>6時～22時 | 夜間<br>22時～翌6時 |
| AA(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域) | 50dB以下       | 40dB以下        |
| A(専ら住居の用に供される地域)<br>及びB(主として住居の用に供される地域) | 55dB以下       | 45dB以下        |
| C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)              | 60dB以下       | 50dB以下        |

(備考)

1. 時間の区分…昼間:午前6時～午後10時  
夜間:午後10時～翌日の午前6時
2. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

#### ② 道路に面する地域

| 地域の区分                                             | 基準値          |               |
|---------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                                                   | 昼間<br>6時～22時 | 夜間<br>22時～翌6時 |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                        | 60dB以下       | 55dB以下        |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65dB以下       | 60dB以下        |
| 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例                           | 70dB以下       | 65dB以下        |

(備考)

1. 時間の区分…昼間:午前6時～午後10時  
夜間:午後10時～翌日の午前6時
  2. 「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
  3. 個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。
  4. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区間の市町村道、並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。
  5. 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から15メートルまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端20メートルまでの範囲をいう。
- ※この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

#### (4) 騒音・振動に係る規制基準

##### ① 特定工場に係る騒音の規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分      |              |              |               |
|-------|------------|--------------|--------------|---------------|
|       | 朝<br>6時～8時 | 昼間<br>8時～19時 | 夕<br>19時～23時 | 夜間<br>23時～翌6時 |
| 第1種区域 | 45dB以下     | 50dB以下       | 45dB以下       | 40dB以下        |
| 第2種区域 | 50dB以下     | 60dB以下       | 50dB以下       | 45dB以下        |
| 第3種区域 | 60dB以下     | 65dB以下       | 60dB以下       | 50dB以下        |
| 第4種区域 | 65dB以下     | 70dB以下       | 65dB以下       | 60dB以下        |

・測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。

##### ② 特定工場に係る振動の規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分        |               |
|-------|--------------|---------------|
|       | 昼間<br>8時～19時 | 夜間<br>19時～翌8時 |
| 第1種区域 | 60dB以下       | 55dB以下        |
| 第2種区域 | 65dB以下       | 60dB以下        |

##### ③ 都市計画法による用途地域

| 都市計画法に<br>定める用途地域                                        | 騒音規制法の<br>区域区分 | 振動規制法の<br>区域区分 |
|----------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 第1種低層住居専用地域<br>第2種低層住居専用地域                               | 第1種区域          | 第1種区域          |
| 第1種中高層住居専用地域<br>第2種中高層住居専用地域<br>第1種住居地域、第2種住居地域<br>準住居地域 | 第2種区域          |                |
| 近隣商業地域、商業地域<br>準工業地域                                     | 第3種区域          |                |
| 工業地域、工業専用地域                                              | 第4種区域          | 第2種区域          |

※騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている区域あり

## (5) 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における悪臭の規制基準

| 悪臭物質         | 規制基準(ppm) | 臭いの種類         |
|--------------|-----------|---------------|
| アンモニア        | 1         | し尿臭           |
| メチルメルカプタン    | 0.002     | 腐ったタマネギ臭      |
| 硫化水素         | 0.02      | 腐った卵臭         |
| 硫化メチル        | 0.01      | 腐ったキャベツ臭      |
| 二硫化メチル       | 0.009     | 腐ったキャベツ臭      |
| トリメチルアミン     | 0.005     | 腐った魚臭         |
| アセトアルデヒド     | 0.05      | 青くさい刺激臭       |
| スチレン         | 0.4       | エーテル臭         |
| プロピオン酸       | 0.03      | 酸っぱい刺激臭       |
| ノルマル酪酸       | 0.002     | 汗くさい臭い        |
| ノルマル吉草酸      | 0.0009    | むれた靴下の臭い      |
| イソ吉草酸        | 0.001     | むれた靴下の臭い      |
| トルエン         | 10        | ガソリン臭         |
| キシレン         | 1         | ガソリン臭         |
| 酢酸エチル        | 3         | シンナーのような刺激臭   |
| メチルイソブチルケトン  | 1         | シンナーのような刺激臭   |
| イソブタノール      | 0.9       | 発酵した刺激臭       |
| プロピオンアルデヒド   | 0.05      | 甘酸っぱい焦げた刺激臭   |
| ノルマルブチルアルデヒド | 0.009     | 甘酸っぱい焦げた刺激臭   |
| イソブチルアルデヒド   | 0.02      | 甘酸っぱい焦げた刺激臭   |
| ノルマルバレルアルデヒド | 0.009     | むせるような甘酸っぱい焦臭 |
| イソバレルアルデヒド   | 0.003     | むせるような甘酸っぱい焦臭 |

## (6) ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

| 媒体               | 基準値                         | 測定方法                                                                      |
|------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 大気               | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質<br>(水底の底質を除く) | 1pg-TEQ/L 以下                | 日本工業規格K0312に定める方法                                                         |
| 水底の底質            | 150pg-TEQ/g以下               | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                  |
| 土壌               | 1,000pg-TEQ/g以下             | 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                     |

(備考)

- 1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2.大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

## (7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 25 年 3 月末現在)

| 項目                | 環境基準値        | 測定方法                                                                                                                                            |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム             | 0.003mg/L以下  | 日本工業規格(以下「規格」という)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格K0102の55に定める方法によるほか、昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表8に掲げる方法によることができる。) |
| 全シアン              | 検出されないこと     | 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法                                                                                          |
| 鉛                 | 0.01mg/L以下   | 規格K0102の54に定める方法                                                                                                                                |
| 六価クロム             | 0.05mg/L以下   | 規格K0102の65.2に定める方法                                                                                                                              |
| ひ素                | 0.01mg/L以下   | 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法                                                                                                                   |
| 総水銀               | 0.0005mg/L以下 | 公共用水域告示付表1に掲げる方法                                                                                                                                |
| アルキル水銀            | 検出されないこと     | 公共用水域告示付表2に掲げる方法                                                                                                                                |
| PCB               | 検出されないこと     | 公共用水域告示付表3に掲げる方法                                                                                                                                |
| ジクロロメタン           | 0.02mg/L以下   | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                                                    |
| 四塩化炭素             | 0.002mg/L以下  | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                          |
| 塩化ビニルモノマー         | 0.002mg/L以下  | 付表に掲げる方法                                                                                                                                        |
| 1,2-ジクロロエタン       | 0.004mg/L以下  | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法                                                                                                              |
| 1,1-ジクロロエチレン      | 0.1mg/L以下    | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                                                    |
| 1,2-ジクロロエチレン      | 0.04mg/L以下   | シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                                                    |
| 1,1,1-トリクロロエタン    | 1mg/L以下      | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                          |
| 1,1,2-トリクロロエタン    | 0.006mg/L以下  | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                          |
| トリクロロエチレン         | 0.03mg/L以下   | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                          |
| テトラクロロエチレン        | 0.01mg/L以下   | 規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                                          |
| 1,3-ジクロロプロペン      | 0.002mg/L以下  | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                                                                                                    |
| チウラム              | 0.006mg/L以下  | 公共用水域告示付表4に掲げる方法                                                                                                                                |
| シマジン              | 0.003mg/L以下  | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                                                         |
| チオベンカルブ           | 0.02mg/L以下   | 公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                                                         |
| ベンゼン              | 0.01mg/L以下   | 規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                                                    |
| セレン               | 0.01mg/L以下   | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法                                                                                                                         |
| 硝酸性窒素<br>及び亜硝酸性窒素 | 10mg/L以下     | 硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法                                                                     |
| ふっ素               | 0.8mg/L以下    | 規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法                 |
| ほう素               | 1mg/L以下      | 規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法                                                                                                                   |
| 1,4-ジオキサン         | 0.05mg/L以下   | 公共用水域告示付表7に掲げる方法                                                                                                                                |

(備考)

- 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## (8) 土壌の汚濁に係る環境基準

(平成 25 年 3 月末現在)

| 項目              | 環境上の条件                                                     | 測定方法                                                                                                                        |
|-----------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。        | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法                               |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                              | 規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)                                                                                              |
| 有機燐(りん)         | 検液中に検出されないこと。                                              | 昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)                           |
| 鉛               | 検液1lにつき0.01mg以下であること。                                      | 規格54に定める方法                                                                                                                  |
| 六価クロム           | 検液1lにつき0.05mg以下であること。                                      | 規格65.2に定める方法                                                                                                                |
| ひ素              | 検液1lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。 | 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法                                                    |
| 総水銀             | 検液1lにつき0.0005mg以下であること。                                    | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法                                                                                                  |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                              | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法                                                                             |
| PCB             | 検液中に検出されないこと。                                              | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法                                                                                                  |
| 銅               | 農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。                       | 昭和47年10月総理府令第66号に定める方法                                                                                                      |
| ジクロロメタン         | 検液1lにつき0.02mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                            |
| 四塩化炭素           | 検液1lにつき0.002mg以下であること。                                     | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液1lにつき0.004mg以下であること。                                     | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法                                                                                      |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液1lにつき0.02mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                            |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液1lにつき0.04mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                            |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液1lにつき1mg以下であること。                                         | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                  |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液1lにつき0.006mg以下であること。                                     | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                  |
| トリクロロエチレン       | 検液1lにつき0.03mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                  |
| テトラクロロエチレン      | 検液1lにつき0.01mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法                                                                                  |
| 1, 3-ジクロロプロペン   | 検液1lにつき0.002mg以下であること。                                     | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法                                                                                            |
| チウラム            | 検液1lにつき0.006mg以下であること。                                     | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法                                                                                                  |
| シマジン            | 検液1lにつき0.003mg以下であること。                                     | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                           |
| チオベンカルブ         | 検液1lにつき0.02mg以下であること。                                      | 昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法                                                                                           |
| ベンゼン            | 検液1lにつき0.01mg以下であること。                                      | 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法                                                                                            |
| セレン             | 検液1lにつき0.01mg以下であること。                                      | 規格67.2、67.3又は67.4に定める方法                                                                                                     |
| ふっ素             | 検液1lにつき0.8mg以下であること。                                       | 規格34.1に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法 |
| ほう素             | 検液1lにつき1mg以下であること。                                         | 規格47.1、47.3又は47.4に定める方法                                                                                                     |

(備考)

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 2. 可児市環境基本条例

平成 11 年 9 月 29 日公布

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という。)及び岐阜県環境基本条例(平成 7 年岐阜県条例第 9 号)の趣旨を踏まえ、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

#### (定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気及び水、多様な自然並びに歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化、良好な景観等の環境をいい、かつ、市民が住みよさ及び心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に与える影響であって、環境を保全する上での支障の原因となるおそれがあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化若しくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全をいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境を保全する上での支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生息環境を含みます。)に関係する被害が生ずることをいいます。

#### (基本理念)

第 3 条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者の主体的な参加の下に、次に掲げる事項を基本的な考え方として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければなりません。

(1) 環境の保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化を、市、市民及び事業者みんなで創ります。

(2) 自然及び歴史的遺産、文化的遺産等市の固有の環境と共生していきます。

(3) 世代及び立場を越えて環境に対する思い又は願いを共有し、子どもたち及び将来の市民に継承していきます。

(4) 自ら行動し、及び他の地域と連携することにより、地球環境の保全を進めます。

(5) 環境を正しく知り、理解することにより、豊かで快適な環境の保全及び創出のために行動し、並びにその行動の輪を広げていきます。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念に従い、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務があります。

2 市は、市の施策を策定し、及び実施するときは、基本理念に従い、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に従い、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

2 市民は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念に従い、物の製造、加工又は販売その他の事業活動(以下「事業活動」という。)を行うに当たっては、その事業活動による公害の発生を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置をとる責務があります。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

## 第 2 章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第 7 条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めます。

2 環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての目標、施策その他必要な事項について定めます。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置をとるとともに、第 21 条の規定により設置する可児市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境基本計画との整合)

第 8 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境影響評価の推進)

第 9 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進します。

(環境を保全する上での支障を防止するための規制等)

第 10 条 市は、環境を保全する上での支障を防止するため、次に掲げる行為について、必要な指導、助言、規制等の措置をとります。

(1) 公害の原因となる行為

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めます。

(経済的負担を伴う措置)

第12条 市は、環境への負荷を少なくするために必要であると認めるときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、市民及び事業者に対して適正な経済的負担を伴う措置をとることができます。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民及び事業者による廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置をとります。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、市の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等に積極的に努めます。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者が豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動(以下「自発的な活動」という。)を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置をとります。

(自発的な活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者が構成する団体が行う自発的な活動が促進されるよう必要な支援をします。

(環境に関する情報の提供)

第16条 市は、第14条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進のために、環境に関する必要な情報を適切に提供するように努めます。

(年次報告書)

第17条 市長は、市の環境の現状、豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表します。

### 第3章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民及び事業者と協働して、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備に努めます。

(財政上の措置)

第19条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置をとるよう努めます。

(広域的連携)

第20条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めます。

### 第4章 環境審議会

(設置)

第21条 法第44条の規定に基づき、可児市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会が所掌する事項は次のとおりとします。

(1)市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要な事項を調査又は審議すること。

(2)環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全についての意見を市長に述べるができる。

(組織)

第22条 審議会は、20人以内の委員で組織します。

2 審議会の委員は、次の者の中から、市長が委嘱します。

(1)学識経験者

(2)関係行政機関の職員

(3) 市民

(4) 事業者

3 審議会の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

## 第 5 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行します。

2 可児市環境保全審議会設置条例(昭和 47 年可児町条例第 1 号)は、廃止します。

3 この条例の施行の際現に旧可児市環境保全審議会設置条例の規定により環境保全審議会委員に委嘱されている者は、第 22 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなします。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日までとします。

### 3.用語解説

あ行

#### 悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質。化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物が主で、その他に低級脂肪酸などがあげられる。「悪臭防止法」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等 22 の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

#### 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

硫黄と酸素の化合物。主なものは二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する。二酸化硫黄は、無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1~10ppm程度で目に刺激を与え、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

#### 一酸化炭素(CO)

炭素または炭素化合物の不完全燃焼により生成する気体。無色、無臭できわめて有毒であり、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の 200~300 倍と強く、ヘモグロビンによる酸素の運搬作用を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状を起こす。一酸化炭素の発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めていると考えられ、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度に検出される。

#### 一般廃棄物

産業廃棄物に指定されたもの以外の廃棄物であり、市町村が処理を行う。主に家庭から排出されるごみやし尿のことを指し、事業所から排出されるものであっても、産業廃棄物の指定がないものについては一般廃棄物扱いとなる。

#### 陰イオン界面活性剤(ABS)

親油基が陰イオンに荷電するタイプの界面活性剤をいう。陰イオン界面活性剤にも各種のものがあるが、家庭用洗剤には主としてアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(ABSと略称されている)とLAS(直鎖型ABS)が用いられている。ABSをハード型、LASは比較的容易に分解されるのでソフト型と呼ぶ。ABSは洗浄力がすぐれているが、微生物による分解が困難で下水処理に障害を与えるばかりでなく、河川に放流された場合にも分解されにくい。

#### ASPT 値 (Average score per taxon)

水生生物の科ごとの生育環境によって決められた 10 から 1 までのスコア値の合計スコアを出現した科の種類数で割った値(平均スコア値)。ASPT 値は、10 から 1 までの値をとり、10 に近いほど河川の汚濁の程度が小さく、1 に近いほど河川の汚濁の程度が大きい河川とされている。

#### SS(浮遊物質)

浮遊物質とは水中に浮遊する物質であるが、大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過乾燥させ、その重量を測り水中の濃度で表す。浮遊物質量には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。

#### オゾン層

地球の上空で、酸素の一部が太陽の紫外線によってオゾン(O<sub>3</sub>)となり、形成している 20~40km の層のことをいう。5km位の厚さで地球を包み、人間や生物に有害な紫外線をさえぎる役目を果たしているが、南極大陸上空では、オゾン濃度が特に低いところ(オゾンホール)が発見され問題になっている。

### 合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽といい、し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿や台所、風呂、洗濯などからの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

### カドミウム(Cd)

青白色の光沢を持つ柔らかい金属。イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害(気腫)、胃腸障害、腎臓障害、肝臓障害、血液変化(白血球・赤血球の減少)等の症状が起こることもある。

### 環境影響評価

大規模な開発事業等の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が事業を行う前に調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正な配慮を行うもの。「環境アセスメント(environmental assessment)」は「環境影響評価」よりも大きな総合的概念のこと。

### 環境基準

「環境基本法」の第16条「政府は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めるものとする」という規定に基づいて政府が定める環境に関する基準をいう。この基準は、行政上の目標であって工場立地の規制、公害防除施設の整備など公害対策を総合的に進めて行く指標の役割を果たすものである。

### 環境基本法

「教育基本法」、「農業基本法」などのように国の

政策の基本的な方向を示す内容となっている「基本法」の12番目として平成5年11月に成立した法律で、地球的視野でとらえたわが国の環境政策のあり方の基本的方向性が唱えられている。これにより、昭和42年より、公害対策における最も基本的な法律として役割を果たしてきた「公害対策基本法」は廃止され、その理念は「環境基本法」の中で発展的に継承された。

### 環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げ、自主的に実践活動に参加することを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

### 環境ホルモン

環境中に存在してホルモンのような作用を示すもので、生体に有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。「外因性内分泌攪乱化学物質」と呼ばれる。

### クロロフルオロカーボン(CFC、フロンガス)

非常に安定した物質で冷凍機やエアコンの冷媒、エアゾール製品の噴霧剤等として用いられてきた。人体には直接影響はないが、成層圏まで上昇してオゾン層を破壊したり、地球の温室効果の原因となることが指摘され1992年開催されたモントリオール議定書締約国会合で1996年までにCFCの全廃が決議された。

### 健康項目

「人の健康の保護に関する基準」という環境基準。人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質で、水質汚濁防止法第2条第2項第1号の政令で定めるものを指す。人の健康に有害なものとして定められた項目で、現在、カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物、

農薬類等 26 項目が該当する。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )や炭化水素類(HC)が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染(いわゆる光化学スモッグ)の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

### 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)は除かれる。処理場のない下水道は、公共用水域となる。

### 生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)

2010 年 10 月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の 10 回目となる締約国会議。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。また、途上国への資金援助や「SATOYAMA イニシアチブ」など生物多様性を守るための国際的な取り組みに関する様々な取り決めがなされた。COP10 に先立って行われたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(COP-MOP5)では、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。

さ行

### 里山(林)

比較的居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などにより、地域住民が日常的、継続的に利用することで維持管理されてきた森林、あるいはその山をいう。最近では都市近郊の良好な自然環境地としての価値が再認識されつつある。

### 産業廃棄物

工場・事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、建設廃材、畜産業に係る動物のふん尿等をいう。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

### 酸性雨

雨のpHは大気中の二酸化炭素が溶解するため、通常はわずかに酸性となっている。そのため、pHが 5.6 より低い雨のことを、一般に“酸性雨”という。大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が硫黄や硝酸のミストとなり、雨水にとりこまれ強い酸性を示す。

### シアン(CN)

青酸カリで知られる有害な物質で、シアンイオンを含む溶液と酸が反応するとシアン化水素ガスが発生し、これが体内に吸収されると組織内窒息を起こし、数分で死亡する。少量摂取の場合は耳鳴、嘔吐などを起こす。

### COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物質の量を推定するために求められる酸素要求量を化学的な方法で測定したものであり、水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量をmg/L 単位で示したものをいう。この値が大きい程汚濁の程度が高い。BODに比べて短時間に測定できることや、有害物質による影響を受けないなどの利

点がある。

## 自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るために、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する区域をいう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定自然公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

## 自動車排出ガス測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために、設置されている測定局のうち、道路周辺における大気の汚染状況を常時監視するものをいう。

## 指標生物

河川等の水域中では汚濁の程度により生息する生物が異なる。このことから、あらかじめ汚濁の程度に応じた生物種を選定して指標生物とすることで、水域中の生物相の調査により汚濁の程度を知ることができる。

## 重金属

比重が大きい金属で、比重が4～5のものをさすことが多い。各分野で金属又は化合物の形で広く利用されている。程度の差はあるが有害なものが多く、「水質汚濁防止法」では水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素等が、「大気汚染防止法」では鉛、カドミウムが有害物質として規制対象になっている。

## 新エネルギー

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマスエネルギー、天然ガス・コージェネレーション、燃料電池等をいう。

## 振動レベル

公害振動の計量単位で、振動加速度レベルに

人間に対する振動感覚の補正を加えたものである。5Hzの  $10^{-5}\text{m/sec}^2$  を基準に定められた値で、dB(デシベル)で表す。

## 水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的等に応じた類型6段階(河川)の基準を定めている。各公共用水域については、類型のあてはめを行うことにより、当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。

## 水銀(Hg)

常温で唯一の液体金属で毒性が強いが、自然水中に含まれることはほとんどなく、工場排水や水銀系薬剤などに含まれる事がある。水銀は蓄積性があり微量であっても体内蓄積が起り中枢神経をおかす。又プランクトン、藻類、魚介類等の食物連鎖により濃縮されることもある。

## 水質汚濁防止法

昭和45年制定。国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が公共用水域の該当地域に対し、国の定める許容限度より厳しい排水基準を定めることができる。

## 生活環境項目

生活環境項目は、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)、SS(浮遊物質)、大腸菌群、n-ヘキサ

ン抽出物質含有量、全窒素、全磷の 9 項目について定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

## 生活雑排水

各家庭から排出される排水には、台所、洗濯、風呂などからの排水をいう。これに、し尿浄化槽からの排水を含めたものは生活排水と呼ばれる。生活雑排水は、下水道や合併浄化槽に接続されている家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁の原因となっている。

## 生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域等で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、知事が指定した地域をいう。

## 生態系

生物群集(植物群集及び動物群集)及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいう。生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分されている。

## 生物相

一定地域内に生育する生物の全種類。動物相、植物相をあわせていう。

## 騒音レベル

人間の耳と同様な聴感補正回路を組み込んだ

騒音計で計った値であり、騒音の大きさを表す単位で、デシベルで表す。また、通常の間が聞きうる最小の音を 0 デシベルとし、耳に痛みを感じずる音を 130 デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値である。

## た行

## ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDDs) 及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs) とコプラナPCBの総称。毒性が強く、その環境汚染が問題となっている。発生源は、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程など、多岐にわたる。

## 大気汚染監視テレメータシステム

県内に設置されている一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及び大気環境測定車「あおぞら」から送られてくる測定データを岐阜県保健環境研究所に設置された中央監視局で常時監視するとともに、各種の解析処理を行い、県内の大気環境を的確に把握し、公表するシステム。

## 大気汚染防止法

昭和 43 年制定。生活環境を保全し、人の健康保護を目的として、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、大気の汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が該当地域におけるばい煙発生施設から発生するばい煙等について、国の定める許容限度より厳しい排出基準を定めることができる。

## 大気環境木

健康に良いさわやかな大気環境の創出を目標

として、当県の地域特性に適しており、かつ、大気浄化能力に優れた大気環境推奨木を34種、また大気汚染に弱い大気環境指標木12種の計44種（重複2種）を大気環境木として平成7年度に県が選定したもの。

### 大腸菌群数

大腸菌そのものは人体内にも大量に存在しているが、ふん尿とともに排せつされるので、病原性汚染の間接的指標として重要である。大腸菌群数の検出試験は、精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することができる。

### 地下水汚染

地下水が有機溶剤や重金属などによって汚染され、飲用として使用できなくなること。地下水はいったん汚染されると回復が難しく、地表水汚染（河川の水質汚濁等）よりも深刻な問題となる。

### 地球温暖化

人間活動に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、地球の気温が次第に上昇すること。地球温暖化により自然や生活環境に重大な影響を与えることが予想される。

### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)が主なもので、これらは石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOのかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO<sub>2</sub>となる。窒素酸化物は燃焼状態が良好なときや、効率よく燃焼しているときに多く発生するので、その対策が問題になっている。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

### DO(溶存酸素量)

水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こる。DOは有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の50%が魚介類の生存限界と言われている。

### 底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物をあわせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。

### デシベル(dB)

音の大きさや電力又は電圧の大きさなどを人間の感覚の増減に近い単位で、分かりやすく表した単位。騒音の大きさは、物理的に測定した音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味して、dB又はdB(A)で表示する。

### テトラクロロエチレン(パークレン)

ドライクリーニングの洗浄や金属の脱脂洗浄に用いられる有機塩素化合物のひとつ。全国的に地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。人に対して、めまい、頭痛、肝機能障害等を引き起こす。

### 典型7公害

「環境基本法」によって定められている公害で、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」の総称。

### 天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む。)、植

物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で学術的価値の高いもののうち、国や地方自治体などが指定したものをいう。

### 特定外来生物

もともといなかった地域に人間によって持ち込まれ、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすまたは及ぼす恐れのある動植物を外来生物という。中でも海外起源の外来生物を特定外来生物という。

特定外来生物について指定、取扱いの規制、防除等を行って日本の生態系の被害を防ぐ目的として、「特定外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)」を平成17年6月に制定した。

### 特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は「特定施設」という概念を設け、これを基に事業場等の規制監視を行っている。「大気汚染防止法」では「特定物質を発生する施設」、「水質汚濁防止法」では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、また「騒音規制法」・「振動規制法」では「著しい騒音を発生する施設」・「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

### トリエタノールアミンろ紙法(TEA法)

トリエタノールアミンを含浸させたろ紙を一定期間大気中に暴露して、二酸化窒素などの酸性大気汚染物質を簡易的に測定する方法。通常  $\mu\text{g}/\text{day}/100\text{cm}^2$  で表示する。

### トリクロロエチレン(トリクレン)

金属部品の脱脂洗浄、有機合成中間体として用いられる有機塩素化合物のひとつ。テトラクロロ

エチレン同様地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。

### な行

### 鉛(Pb)

鉛及びその化合物が有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく、造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を引き起こし強度の中毒では死亡する。

### は行

### ばい煙

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫黄酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう。

### バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物を利用するエネルギー。畜産廃棄物はそのひとつで、そのもの、もしくはそれを発酵させて取り出したメタンをボイラーで燃焼し、暖房などの熱源として利用する。

他に加工端材などの林産廃棄物、稲わらなどの農産廃棄物も利用されている。

### 廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)をいう。海洋汚染防止法では、人が不要としたもの(油を除く)をいう、と定義している。

## ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、停止時の余剰エネルギーを発電機や油圧ポンプで回収して発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式の他、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターを介した間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせて走行するスプリット方式などがある。

## BOD(生物化学的酸素要求量)

溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に、20℃で 5 日間に消費される酸素量をmg/L で表したものをいう。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになる。その際、水中の溶存酸素が消費されるので、数値が高いと有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物質が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常 1mg/L 以下である。

## PCB(ポリ塩化ビフェニール)

化学的に安定で、耐熱性、絶縁性、非水溶性など優れた性質をもった有機塩素化合物。1塩化ビフェニールから10塩化ビフェニールまで約200種のPCBがあるが、塩素が多いほど安定で毒性が強い。PCBは分解されにくいので食物連鎖により濃縮・蓄積される。体内に入ると排出されにくく全身の脂肪組織に溶けこんで障害を引き起こす。現在ではPCBの使用は禁止されている。

## PM2.5(微小粒子状物質)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ( $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1)以下の小さな粒子。非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

## ppm( parts per million )

微量に含まれる物質の量を表す単位で、100 万分の幾分であるかを示す分率、例えば 1kg(ほぼ1l)の水に1mg、 $1\text{m}^3$ の大気中に $1\text{cm}^3$ 物質が存在する場合の濃度をそれぞれ 1ppm という。

## ビオトープ

野生生物を意味するBiosと場所を意味するToposとを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的にむすびついた生物群、すなわち生物社会(一定の組み合わせの種によって構成される生物群集)の生育空間を意味する。

## ヒ素

金属光沢のある灰色の固体で銅鋳業の副産物として得られる。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素などは、殺虫剤として使用されている。皮膚、消化器、呼吸器などから体内に入ると肝臓、腎臓に障害を与え、食欲不振、下痢、血尿、皮膚着色等の症状を起こす。

## 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中の粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下のものをいう。人の気道や肺胞に付着し、人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められている。

## ブルーリバー作戦

公共用水域の汚れの原因として、家庭からの生活雑排水がクローズアップされている。このため、岐阜県では昭和 63 年度に「岐阜県生活雑排水対策推進要綱」を策定し、河川の汚れを防ぐため

に、市町村及び婦人会、生活学校等の協力を得て生活雑排水対策事業を「ブルーリバー作戦」と名付け展開している。

## フロン

化学的に非常に安定であり、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層を破壊する結果、紫外線の地上への到達量が増加することにより、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。

## pH(水素イオン濃度)

溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので7が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7.0 前後であるが、pHの急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の混入などの異常があったことが推定される。pHが 6.5 ～ 8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。

## 防除

生物による被害を防ぐため、その侵入の防止・個体数の管理など、対策を立てて予防すること。

## や行

## 有機塩素化合物

PCBをはじめトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど、塩素を含む有機化合物。種類により毒性は様々であるが、難解性で、環境や生物体内に蓄積されやすく長期毒性のある物質が多い。これらの物質については環境基準が定められている。

## 有機リン

一般にパラチオン、メチルパラチオンなどの農薬として、主に水田等で使用されている。パラチオン中毒は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、発汗、嘔吐などがみられ、重症になると意識が強く侵され全身けいれん、尿の失禁を示し死亡する。有機りん系農薬は、毒性に大きな差があるが、昭和 44 年にメチルパラチオンが生産中止になっている。

## ら行

## 類型

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては河川等の状況、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的に地域をあてはめ指定する。

## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物種に関する報告書のことで、1966 年に国際自然保護連合(ICUN)が発行した。また、平成 3 年には環境庁(当時)が「日本の絶滅のおそれのある野生生物(脊椎動物編)」、(無脊椎動物編)を作成した。岐阜県では平成 13 年「岐阜県レッドリスト」として取りまとめ、「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物 2001(岐阜県レッドデータブック)」として作成した。なお、平成 22 年 8 月に「岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を発行した。

## 六価クロム

重金属の一種であり大量に摂取すると、嘔吐、下痢、脱水症状、ニンニク臭の呼気、よだれなどを起こし、更に多量では血便、血圧降下、けいれんなどを起こす。少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、肝臓肥大、貧血など循環器障害を起こす。